

6 準備書の縦覧について

縦覧期間

令和8年10月27日（火）～11月27日（金）

縦覧場所

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ●兵庫県 まちづくり部 都市計画課 | ●加古川市 都市計画部 都市計画課 |
| ●兵庫県 環境部 水大気課 | ●加古川市 環境部 環境保全課 |
| ●神戸市 都市局 都市計画課 | ●高砂市 都市創造部 都市政策課 |
| ●神戸市 環境局 環境保全課 | ●高砂市 生活環境部 環境対策課 |
| ●神戸市 西区役所 | ●稲美町 地域整備部 都市計画課 |
| ●姫路市 都市局 まちづくり部 都市計画課 | ●稲美町 経済環境部 生活環境課 |
| ●明石市 都市局 道路安全室 道路整備課 | ●播磨町 都市基盤部 都市計画課 |
| ●明石市 環境産業局 環境室 環境総務課 | ●播磨町 住民協働部 産業環境課 |

※上記の縦覧場所においては、開庁時間（土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで）にご覧いただけます。

インターネットによる公表

- 兵庫県 まちづくり部 都市計画課ホームページ
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r8haririn/kannkyoueikyohyouka.html>
 - 神戸市 都市局 都市計画課ホームページ
<https://www.city.kobe.lg.jp/a59650/kurashi/access/road/20200120haririn.html>
- ※ホームページ上では、期間中の土日祝日を含み、終日閲覧が可能です。



兵庫県
QRコード



神戸市
QRコード

7 意見書の提出について

意見書の提出方法

準備書について、環境の保全の見地からご意見のある方は、以下のとおり、どなたでも意見書を提出することができます。

（1）提出期限 令和8年12月11日（金）持参による提出は午後5時まで、郵送の場合は当日消印有効

（2）提出方法

・神戸市域以外に関するご意見

提出先：兵庫県 まちづくり部 都市計画課（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

提出方法：郵送、持参、又は兵庫県電子申請システムでの提出

兵庫県電子申請システム

https://apply.e-tumo.jp/pref-hyogo-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5809

・神戸市域に関するご意見

提出先：神戸市 都市局 都市計画課（神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号三宮国際ビル6階）

提出方法：郵送、持参、FAX、又は電子メールでの提出

FAX：078-595-6802 メールアドレス：ikensho_haririn@city.kobe.lg.jp

（3）意見書の記載事項（以下のア～ウは必ず記載してください。）

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所

（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称

（「播磨臨海地域道路環境影響評価準備書」と記載）

ウ 環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。）

※意見書については、指定の様式はありません。県ホームページに参考様式を掲載しています。



兵庫県
電子申請
システム

このパンフレットについてのお問い合わせは…

兵庫県 まちづくり部 都市計画課

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（TEL.078-362-4307）

神戸市 都市局 都市計画課

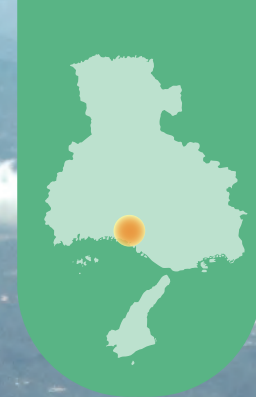
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号（TEL.078-595-6702）

目次

1	事業概要	1
2	環境影響評価手続	2
3	都市計画対象道路事業実施区域の位置	5
4	環境影響評価の結果	7
5	今後の手続の流れ	38
6	準備書の縦覧について	39
7	意見書の提出について	39

播磨臨海地域道路 環境影響評価準備書の あらまし

兵庫県
神戸市



事業概要

はじめに

播磨臨海地域道路は、播磨臨海地域を東西に結ぶ新たな路線で、国道2号バイパスや国道250号の渋滞緩和、災害時等における代替路の確保とともに、ものづくり拠点である播磨臨海地域の発展に寄与する道路です。

播磨臨海地域道路は全体延長約50kmのうち、第二神明道路から姫路市広畑に至る約32kmの区間を「当面、都市計画・環境影響評価を進める区間」とし、都市計画の手続と併せて環境影響評価の手続を進めています。

本資料は、播磨臨海地域道路に係る「環境影響評価準備書」について概要を取りまとめたものです。

都市計画対象道路事業の概要

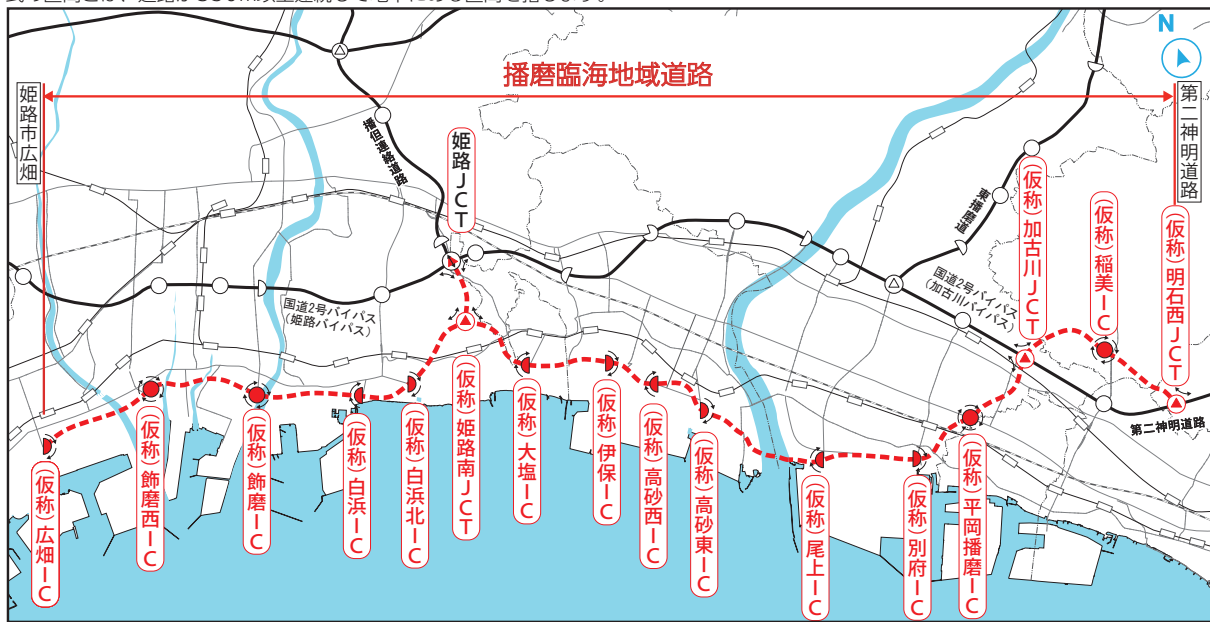
- 都市計画対象道路事業の名称 播磨臨海地域道路
- 都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者の名称	兵庫県	神戸市
代表者の氏名	兵庫県知事 齋藤 元彦	神戸市長 久元 喜造
住所	兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目10番1号	兵庫県神戸市中央区加納町六丁目5番1号

●都市計画対象道路事業の内容

事業の種類	一般国道の改築	工事区分 及び 主な工種	土工	盛土部	擁壁工・盛土工・法面工、 舗装工・設備工
延長・車線数	延長：約32km 車線数：4車線			切土部	掘削工・法面工・舗装工・設備工
設計速度	80km/h		橋梁・ 高架工	陸上部	基礎杭工・土留工・掘削工、 橋台・橋脚工・橋桁架設工、床版工、 舗装工・設備工
起 点	神戸市西区岩岡町古郷字福吉西			河川内	仮締切工・基礎杭工・掘削・支保工、 橋脚構築工・橋桁架設工、 舗装工・設備工
終 点	姫路市広畑区鶴町二丁目				
道路区分	第2種第1級				
計画交通量	10,100～34,700台/日				
構造の概要	地表式(盛土構造、切土構造、トンネル構造) 嵩上式 ^{注1)} (盛土構造、橋梁・高架構造) 地下式 ^{注2)} (トンネル構造)	トンネル工	トンネル部	掘削工・一次覆工・支保工・二次覆工、 舗装工・トンネル設備工	

注1) 高上式の区間とは、道路路面が地表面よりおおむね5m以上高い区間が350m以上連続している区間を指します。
注2) 地下式の区間とは、道路が350m以上連続して地下にある区間を指します。



都市計画対象道路事業の目的

播磨臨海地域では、国道2号バイパスや国道250号に交通が集中し、慢性的な交通渋滞や交通事故の発生が課題となっています。

播磨臨海地域道路は、第二神明道路や国道2号バイパス等と新たな道路ネットワークを形成し、「製造業の活性化、投資促進」、「観光周遊の促進」、「交通事故の削減」、「災害に強いまちづくり」を目的として計画を進めています。

環境影響評価手続

環境影響評価とは

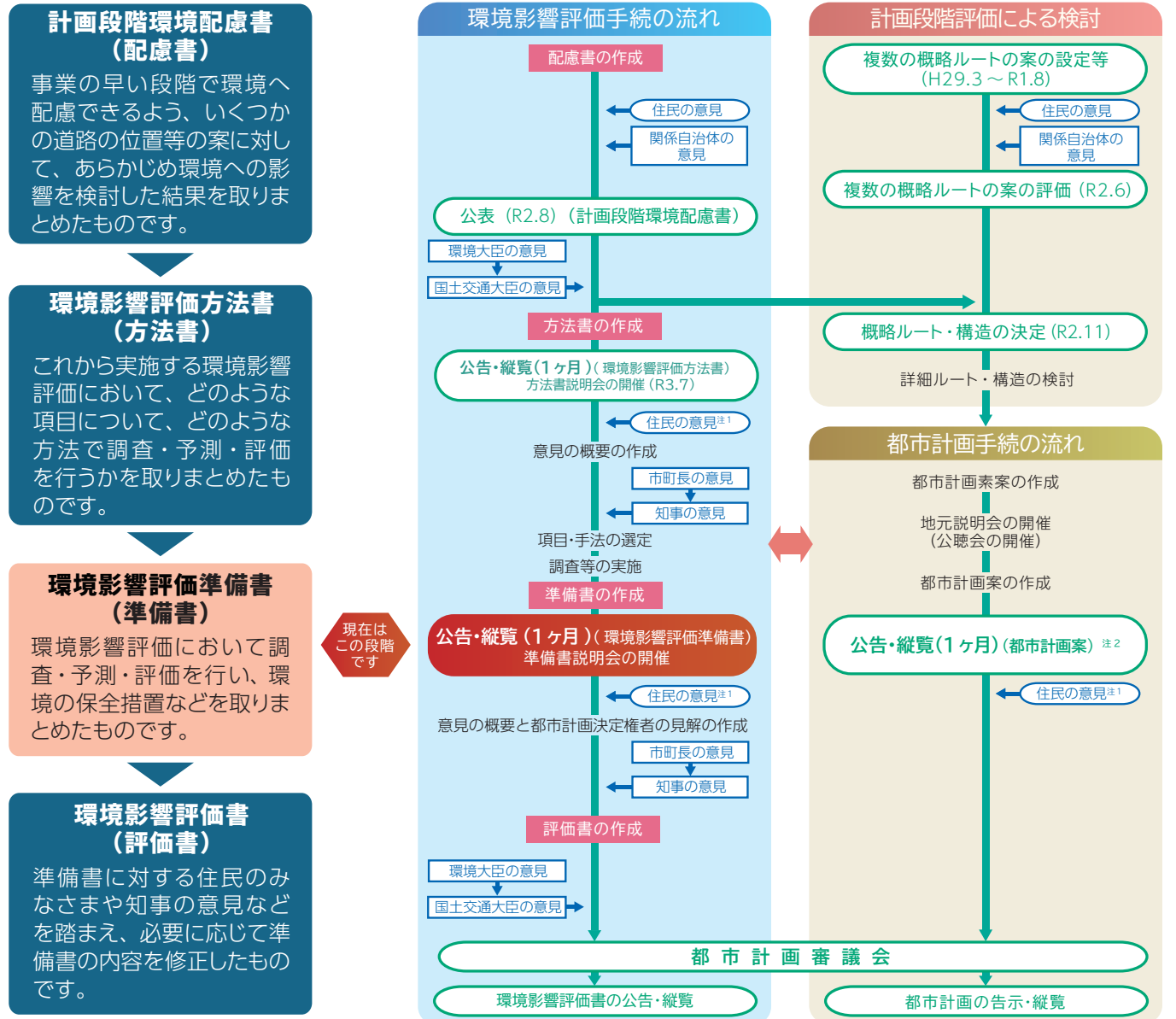
環境影響評価とは、事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価をおこない、その結果を公表して地域住民の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画(都市計画)を作り上げていこうという制度です。

環境影響評価法では、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第一種事業」として環境影響評価を実施することとしています。一般国道の改築に係る道路事業については4車線以上かつ延長10km以上のものが該当し、本事業も環境影響評価の対象となります。対象事業が都市計画に定められる場合は、事業者に代わって都市計画決定権者が、都市計画を定める手続と併せて環境影響評価の手続を行います。播磨臨海地域道路においては、環境影響評価法に基づき、都市計画決定権者である兵庫県及び神戸市が、環境影響評価の手続を進めています。

環境影響評価準備書について／これまでの経緯と今後の手続

「環境影響評価準備書」は、「環境影響評価方法書」に基づき実施した環境調査の結果を踏まえ、環境に及ぼす影響について予測・評価を行い、環境への影響を回避・低減及び代償するための環境保全措置などを取りまとめたものです。

今後も、各法令に基づき、地域のみなさまや地方公共団体などよりいただいた意見を踏まえ、環境影響評価及び都市計画の手続を進めていきます。



注1 住民の意見の提出期間は、公告の日～縦覧期間満了日翌日より2週間後までです。
注2 都市計画決定権者が環境影響評価をおこなう場合、縦覧期間が通常の2週間から1ヶ月に変更となります。

環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、事業特性及び地域特性、専門家等による技術的助言を踏まえ、方法書へのご意見を勘案して選定しました。

影響要因の区分				工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用			結果頁
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 注2)	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	水底の掘削等	掘削式 道路(地表式又は掘削式)の存在	道路(高上式)の存在	自動車の走行	
環境要素の区分													
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	●	●							●	15~18
			粉じん等	●	●								19
		騒音	騒音	●	●							●	20~24
			振動	振動	●	●						●	25~28
		低周波音	低周波音								●	29~30	
	水環境	水質	水の濁り				●		●				31
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				●			●			31
その他の環境要素		日照障害								●		32~33	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地	●			●			●			34
	植物		重要な種及び群落				●			●			34
	生態系		地域を特徴づける生態系				●			●			34
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観							●			35
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場 注3)							●			36
	文化財		文化財及び埋蔵文化財包蔵地				●			●			36
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			●							36

注 1) ●：環境影響評価を実施する項目
注 2) 資材及び機械の運搬に用いる車両：以下「工事用車両」
注 3) 人と自然との触れ合いの活動の場：以下「触れ合い活動の場」

調査・予測の手法

環境影響評価の項目ごとの調査・予測の手法を以下に示します。

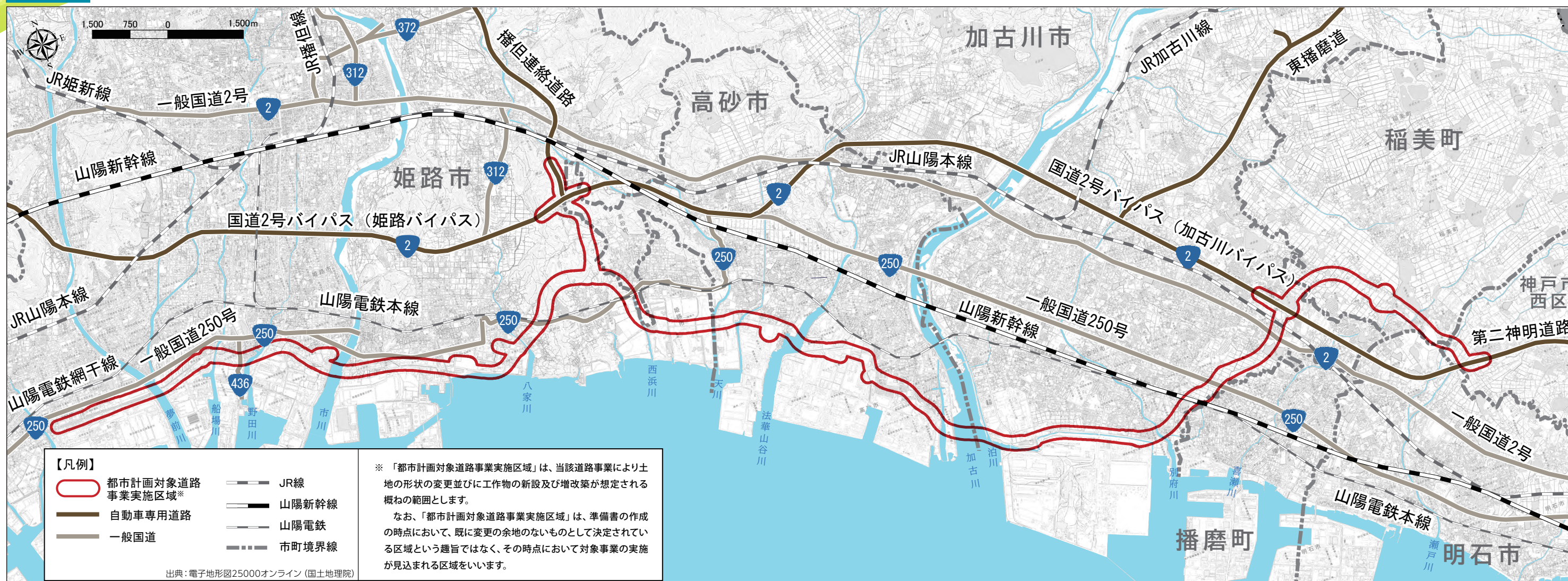
調査地点は、環境影響評価の項目ごとに、調査項目や保全対象の立地状況を踏まえ、地域を代表する地点や、その他の調査に適切かつ効果的である地点を選定しました。

【調査・予測の手法】

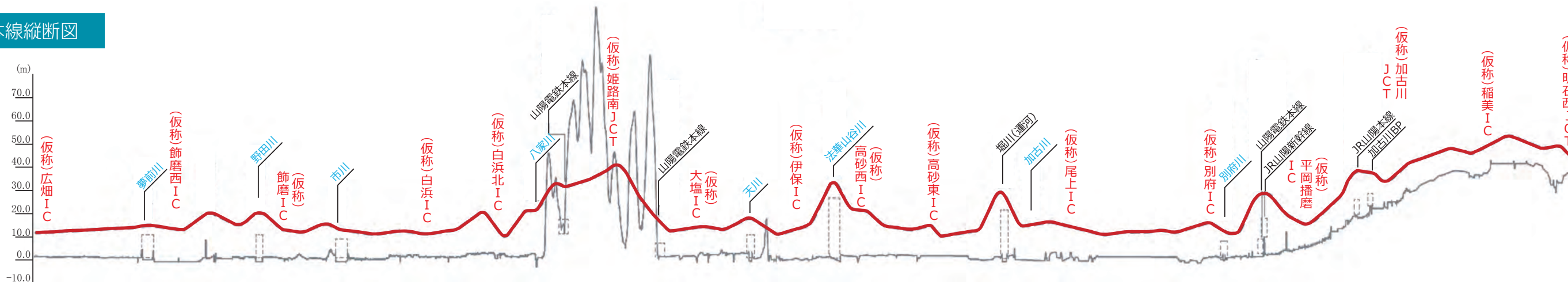
環境要素	調査項目・現地調査手法	予測の手法
大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	■ 大気質の濃度：「大気の汚染に係る環境基準について」等に規定される測定方法 ■ 気象(風向・風速)の状況：「地上気象観測指針」による方法 ■ 気象(日射量、雲量)の状況	拡散式(ブルーム式及びパフ式)を用いて、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値を予測
大気質 (粉じん等)	■ 気象(風向・風速)の状況：「地上気象観測指針」による方法	事例の引用又は解析により、季節別降下ばいじん量を予測
騒音	■ 騒音の状況：「騒音に係る環境基準について」等に規定される騒音の測定方法 ■ 地表面の状況・沿道の状況：現地踏査による目視	(一社)日本音響学会の予測モデルによる計算により、騒音レベルを予測
振動	■ 振動の状況：「振動規制法施行規則」に規定される振動の測定方法 ■ 地盤の状況：現地踏査による目視及び大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析して求める方法	事例の引用又は解析により、振動レベルを予測(建設機械の稼働) 旧建設省土木研究所の提案式による計算により、振動レベルを予測
低周波音	■ 低周波音の状況：「低周波音の測定方法に関するマニュアル」を参考とした方法 ■ 住居の位置：現地踏査による目視	既存調査結果より導かれた予測式を用いて、低周波音圧レベルを予測
水質 (水の濁り)	■ 水質(浮遊物質)、水象(流量)の状況等：「水質汚濁に係る環境基準について」等に示される方法	類似事例を用いて推定する方法により、水の濁りを予測
地形及び地質	■ 地形及び地質の概況、重要な地形等の分布、状態及び特性：現地踏査による目視	重要な地形・地質の分布又は成立環境の改変の程度を踏まえ、類似事例を参考に予測
日照障害	■ 土地利用の状況、地形の状況：現地踏査による目視	予測地域の平面図上に等時間日影図を作成することにより、日影の範囲を予測
動物	■ 騒音の状況：「騒音」と同様 ■ 動物相の状況、重要な種等の状況：個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法	類似事例を参考に、重要な種への影響の程度を予測(建設機械の稼働) ● 重要な種の生息地及び注目すべき生息地が消失・縮小する程度及び重要な種等の移動経路が分断される程度を把握 ● 重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測
植物	■ 植物相及び植生の状況、重要な種・群落の状況：個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法	● 重要な種・群落の生育地が消失・縮小する程度を把握 ● 重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測
生態系	■ 動植物その他の自然環境の概況、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況：「動物」及び「植物」と同様	● 生息・生育基盤が消失・縮小する程度及び注目種・群集の移動経路が分断される程度を把握 ● 注目種・群集の生息・生育状況の変化及びそれに伴う地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測
景観	■ 主要な眺望点の状況、景観資源の状況、主要な眺望景観の状況：目視及び写真撮影により視覚的に把握	● 図上解析することにより、主要な眺望点及び景観資源の改変の位置、程度を把握 ● フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により、眺望景観の変化の程度を把握
人と自然との触れ合いの活動の場	■ 触れ合い活動の場の概況、主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況：写真撮影により視覚的に把握、活動内容の把握	● 図上解析することにより、主要な触れ合い活動の場及びそれを取り巻く自然資源の改変の位置、程度を把握 ● 主要な触れ合い活動の場について、分断等の利用性の変化、到達時間・距離の変化、認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を把握
文化財	■ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあたってはその区分	文化財及び埋蔵文化財包蔵地の分布又はその改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により予測
廃棄物等	■ 廃棄物等に係る関係法令等の状況、廃棄物等の処理施設等の立地状況、建設廃棄物等の再生利用・処分技術の現況	● 廃棄物等の種類ごとの概略の発生量及び処分の状況を予測 ● 実行可能な再利用・適正処分の方案を検討

3 都市計画対象道路事業実施区域の位置

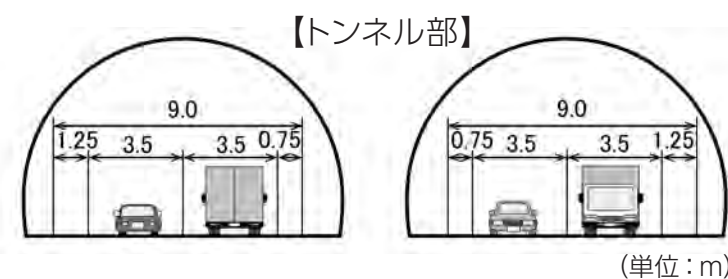
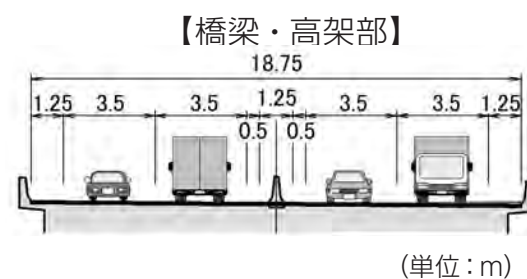
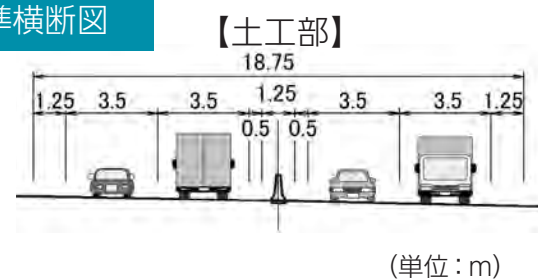
平面図



本線縦断面図

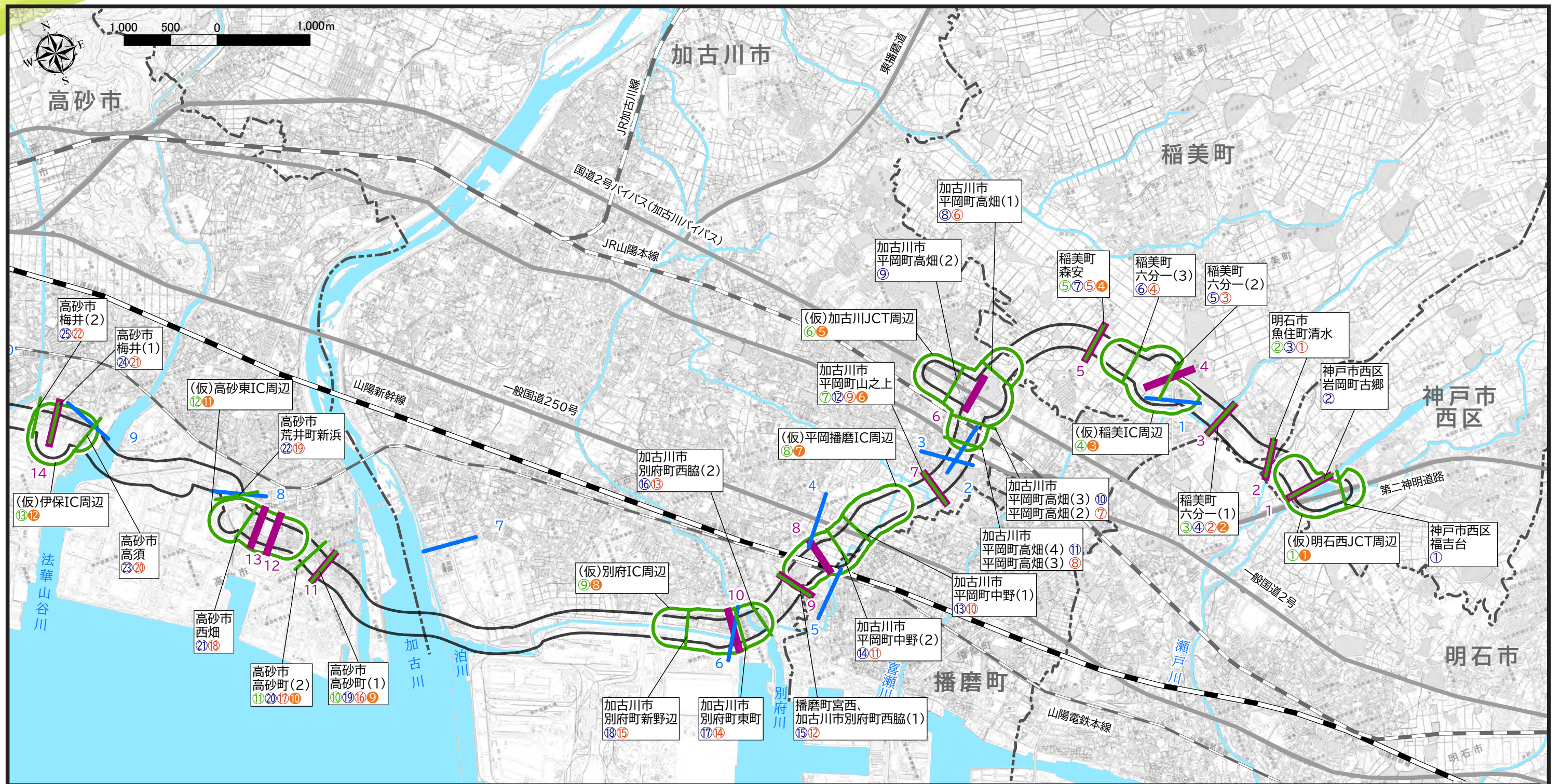


標準横断面図



4 環境影響評価の結果

予測地点概要図① [大気質、騒音、振動、低周波音、日照障害]



【凡例】

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 河川
- 建設機械の稼働(大気質・騒音・振動)予測地点
1~27
- 工事用車両の運行(大気質・騒音・振動)予測地点
1~21

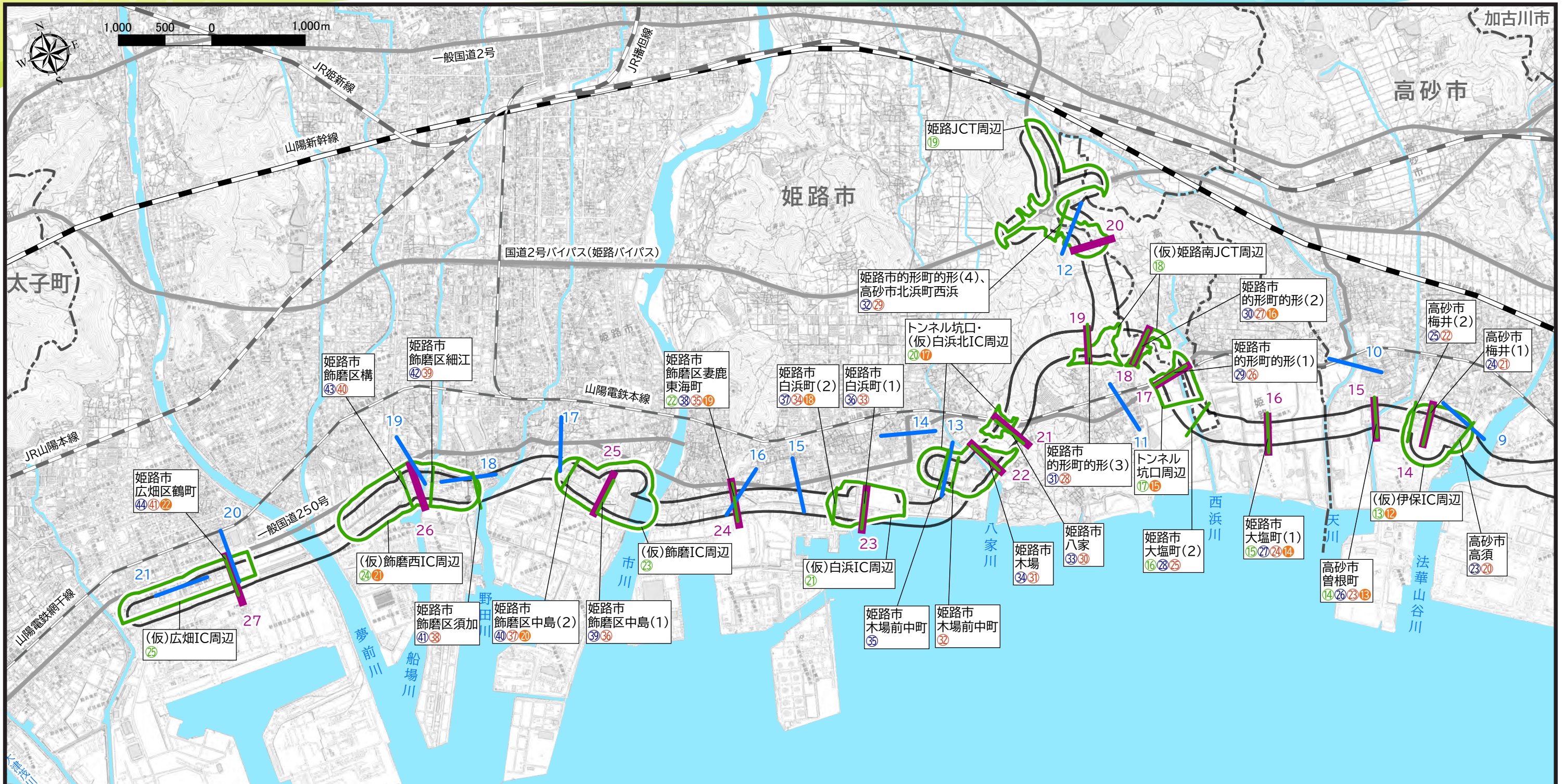
- 自動車の走行(大気質・騒音・振動・低周波音)、日照障害予測地点
 - ①~②⑤ 大気質・騒音
 - ①~④④ 振動
 - ①~④① 低周波音
 - ①~②② 日照障害

※IC・JCT等の周辺における予測は平面予測、本線における予測は断面予測を実施

出典:電子地形図25000オンライン(国土地理院)

区分		結果頁
大気質	建設機械の稼働	P15、P19
	工事用車両の運行	P16、P19
	自動車の走行	P17-18
騒音	建設機械の稼働	P20
	工事用車両の運行	P21
	自動車の走行	P22-24
振動	建設機械の稼働	P25
	工事用車両の運行	P26
	自動車の走行	P27-28
低周波音	自動車の走行	P29-30
日照障害		P32-33

予測地点概要図① [大気質、騒音、振動、低周波音、日照障害]



【凡例】

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 河川
- 建設機械の稼働(大気質・騒音・振動)予測地点 1~27
- 工事用車両の運行(大気質・騒音・振動)予測地点 1~21

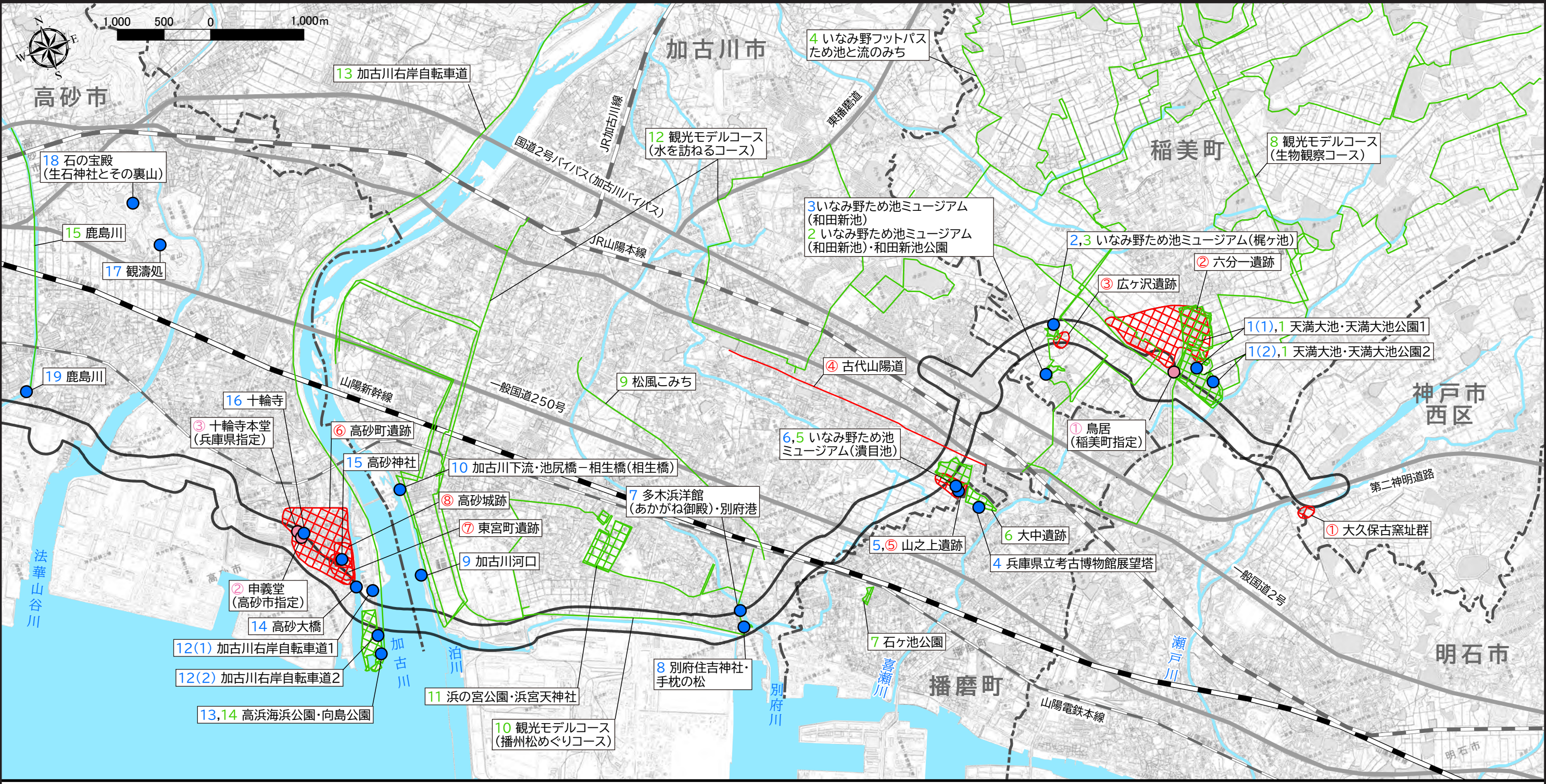
- 自動車の走行(大気質・騒音・振動・低周波音)、日照障害予測地点
- ①~25 大気質・騒音
- ①~44 振動
- ①~41 低周波音
- ①~22 日照障害

※IC・JCT等の周辺における予測は平面予測、本線における予測は断面予測を実施

出典:電子地形図25000オンライン(国土地理院)

区分		結果頁
大気質	建設機械の稼働	P15、P19
	工事用車両の運行	P16、P19
	自動車の走行	P17-18
騒音	建設機械の稼働	P20
	工事用車両の運行	P21
	自動車の走行	P22-24
振動	建設機械の稼働	P25
	工事用車両の運行	P26
	自動車の走行	P27-28
低周波音	自動車の走行	P29-30
日照障害		P32-33

予測地点概要図② [景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財]



【凡例】

都市計画対象道路事業実施区域

河川

1~32 景観(主要な眺望点)

1~24 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

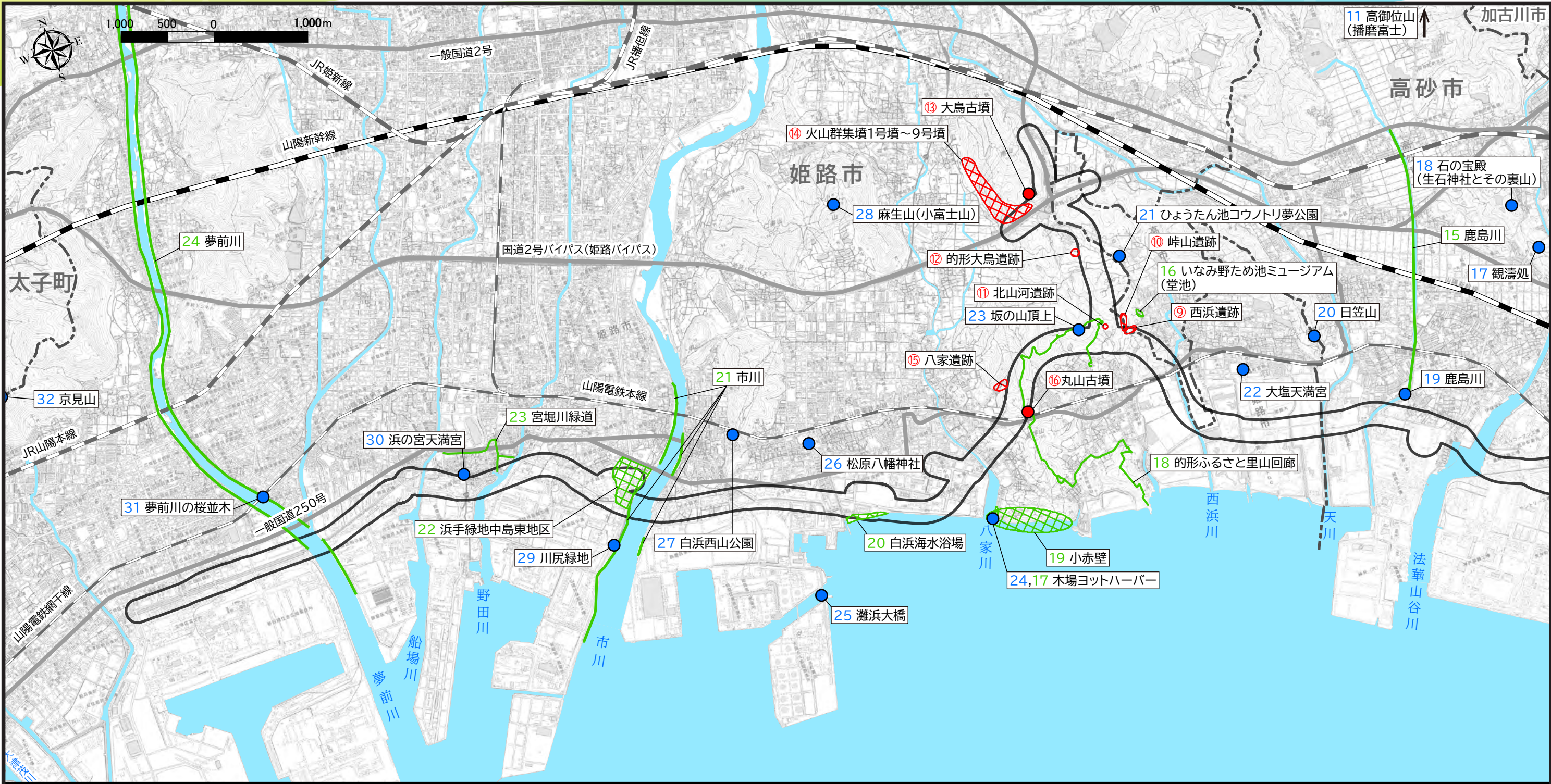
有形文化財(県指定・市町指定)

埋蔵文化財包蔵地

出典:電子地形図25000オンライン(国土地理院)

区分	結果頁
景観(主要な眺望点)	P35
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	P36
文化財 (文化財・埋蔵文化財包蔵地)	P36

予測地点概要図② [景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財]



【凡例】



都市計画対象道路事業実施区域



河川



1~32

景観(主要な眺望点)



1~24

主要な人と自然との触れ合いの活動の場



①~③

有形文化財(県指定・市町指定)



①~⑫

埋蔵文化財包蔵地

出典:電子地形図25000オンライン(国土地理院)

区分	結果頁
景観(主要な眺望点)	P35
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	P36
文化財 (文化財・埋蔵文化財包蔵地)	P36

環境影響評価の結果

選定した環境影響評価の項目について調査、予測、評価を行いました。その結果、基準又は目標等の達成や環境影響の低減が 必要な項目について環境保全措置を検討しました。さらに、必要な場合は事後調査の実施も検討しました。

1. 大気質（二酸化窒素・浮遊粒子状物質）

■建設機械の稼働（予測地点：1～27）※予測地点概要図P7～10

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、すべての予測地点において環境基準以下になると予測されます。

番号	予測地点	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		番号	予測地点	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	
		予測結果 (日平均 値の年間 98%値)	環境基準	予測結果 (日平均 値の年間2% 除外値)	環境基準			予測結果 (日平均 値の年間 98%値)	環境基準	予測結果 (日平均 値の年間2% 除外値)	環境基準
1	神戸市西区岩岡町古郷	0.025	0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内 又は それ以下	0.043	0.10	15	高砂市曾根町	0.034	0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内 又は それ以下	0.045	0.10
2	明石市魚住町清水	0.024		0.044		16	姫路市大塩町	0.025		0.041	
3	稲美町六分一（1）	0.021		0.043		17	姫路市の形町の形（1）	0.046		0.050	
4	稲美町六分一（2）	0.029		0.044		18	姫路市の形町の形（2）	0.042		0.047	
5	稲美町森安	0.028		0.043		19	姫路市の形町の形（3）	0.024		0.041	
6	加古川市平岡町高畑	0.031		0.037		20	高砂市北浜町西浜	0.031		0.041	
7	加古川市平岡町山之上	0.030		0.037		21	姫路市八家	0.059		0.063	
8	加古川市平岡町中野	0.025		0.037		22	姫路市木場	0.032		0.042	
9	加古川市別府町西脇、別府	0.029		0.037		23	姫路市白浜町	0.032		0.041	
10	加古川市別府町東町、元町	0.026		0.037		24	姫路市飾磨区妻鹿東海町	0.029		0.041	
11	高砂市高砂町	0.030		0.045		25	姫路市飾磨区中島	0.031		0.033	
12	高砂市西畑（1）	0.029		0.045		26	姫路市飾磨区構	0.033		0.033	
13	高砂市西畑（2）	0.029		0.045		27	姫路市広畑区鶴町	0.028		0.037	
14	高砂市梅井	0.032		0.045							

注) 予測地点は、建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線の地上1.5mとしました。予測断面は、住居等の位置等の情報及び工事の区分等の情報を考慮し、各工事の区分ごとに設定しました。

環境保全措置

「作業者に対する建設機械の取扱いの指導」及び「排出ガス対策型建設機械の採用」の措置を行います。

■工事用車両の運行（予測地点：1～21）※予測地点概要図P7～10

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、すべての予測地点において環境基準以下になると予測されます。

番号	予測地点 (予測対象道路)	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		番号	予測地点 (予測対象道路)	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	
		予測結果 (日平均 値の年間 98%値)	環境基準	予測結果 (日平均 値の年間2% 除外値)	環境基準			予測結果 (日平均 値の年間 98%値)	環境基準	予測結果 (日平均 値の年間2% 除外値)	環境基準
1	稲美町六分一（主要地方道 84号宗佐土山線）	0.020	0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内 又は それ以下	0.043	0.10	12	姫路市の形町の形（2） （一般県道399号大塩別 所線）	0.019	0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内 又は それ以下	0.041	0.10
2	加古川市平岡町高畑 （一般国道2号）	0.022		0.037		13	姫路市木場前中町 （市道幹第55号線）	0.021		0.041	
3	加古川市平岡町（一般県道 382号本荘平岡線）	0.022		0.037		14	姫路市白浜町（1） （一般国道250号）	0.023		0.041	
4	加古川市平岡町中野 （一般国道250号）	0.024		0.037		15	姫路市白浜町（2） （一般国道250号）	0.022		0.041	
5	播磨町宮西 （町道4号浜幹線）	0.022		0.037		16	姫路市白浜町（3） （市道白浜149号線）	0.022		0.041	
6	加古川市別府町東町（市道 48号加古川別府港線）	0.023		0.037		17	姫路市飾磨区中島 （一般国道250号）	0.021		0.033	
7	加古川市金沢町（市道48 号加古川別府港線）	0.022		0.037		18	姫路市飾磨区細江 （一般国道436号）	0.020		0.033	
8	高砂市荒井町東本町（主要 地方道43号高砂北条線）	0.023		0.045		19	姫路市飾磨区忠案橋 （一般国道250号）	0.021		0.033	
9	高砂市梅井（一般県道391 号伊保宝殿停車場線）	0.023		0.045		20	姫路市広畑区長町 （一般国道250号）	0.021		0.037	
10	高砂市曾根町（一般県道 555号曾根阿弥陀線）	0.023		0.045		21	姫路市広畑区正門通 （市道幹第43号線）	0.020		0.037	
11	姫路市の形町の形（1） （一般国道250号）	0.020		0.041							

注) 予測地点は、工事用道路の接続が予測される既存道路等、工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路等の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地境界線とし、予測高さは地上1.5mとしました。

用語解説（大気質）

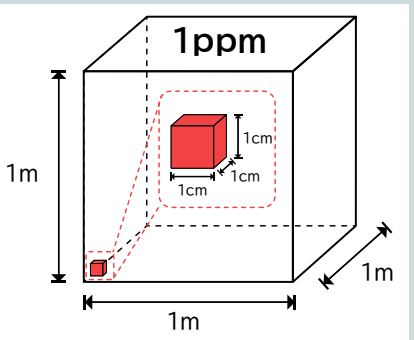
二酸化窒素……………大気中の窒素酸化物の主要成分です。物の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成するほか、物の燃焼により直接発生するものもあります。

浮遊粒子状物質……大気環境中に浮遊する微細な粒子状の物質のことを粉じんといいます。大気中の粉じんには粒径、成分の様々なものがあり、一般的には粒径が10μm以下の小さなものを「浮遊粒子状物質（SPM）」といいます。

日平均値の年間……1年を通じて得られた日平均値のうち、低い方から数えて98%目
98%目に当たる値をいいます。

日平均値の年間……1年を通じて得られた日平均値のうち、高い方から数えて2%除外値
2%の範囲内にあるものを除外した値の最高値をいいます。

ppm ……………物質の割合を表す単位で、1ppmは1m³の空气中に1cm³の物質が存在する場合の濃度を示します（右図）。



環境基準……………人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として規定される行政上の政策目標です。

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る整合を図るべき基準又は目標

項目	整合を図るべき基準又は目標	基準値
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）の環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）の環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。

注) 1時間値の1日平均値……………24時間連続で測定したうち、毎時00分から1時間で得られる数値を「1時間値」、1時間値を1時から24時まで平均した数値を「1日平均値」といいます。

1. 大気質 (二酸化窒素・浮遊粒子状物質)

■自動車の走行 (予測地点：①～⑮) ※予測地点概要図P7～10
二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、すべての予測地点において環境基準以下になると予測されます。

【IC・JCT等周辺における平面予測結果】

番号	区間	予測地点	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	
			予測結果 (日平均値の年間98%値)	環境基準	予測結果 (日平均値の年間2%除外値)	環境基準
①	(仮) 明石西JCT周辺	神戸市西区福吉台、岩岡町古郷	0.026～0.028	0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内 又は それ以下	0.044	0.10
④	(仮) 稲美IC周辺	稲美町六分一(2)	0.021		0.043	
⑥	(仮) 加古川JCT周辺	加古川市平岡町高畑、西谷	0.023～0.026		0.037	
⑧	(仮) 平岡播磨IC周辺	加古川市平岡町中野、八反田、 播磨町古田、宮西	0.024		0.037	
⑨	(仮) 別府IC周辺	加古川市別府町西脇、本町、東町、 元町、西町、新野辺	0.024		0.037	
⑫	(仮) 高砂東IC周辺	高砂市西畑、高砂町、高砂町松波町	0.024		0.045	
⑬	(仮) 伊保IC周辺	高砂市高須、伊保崎南、梅井	0.023～0.024		0.045	
⑰	トンネル坑口周辺	姫路市的形町の形(1)、 高砂市北浜町西浜(1)	0.019～0.020		0.041	
⑱	(仮) 姫路南JCT周辺	姫路市的形町の形(2)	0.022		0.041	
⑲	姫路JCT周辺	姫路市的形町の形(3)、 高砂市北浜町西浜(2)	0.020～0.023		0.041	
⑳	トンネル坑口・(仮) 白浜北IC周辺	姫路市八家、木場、木場十八反町、 木場前中町	0.022～0.023		0.041	
㉑	(仮) 白浜IC周辺	姫路市白浜町	0.022		0.041	
㉓	(仮) 飾磨IC周辺	姫路市飾磨区中島	0.020～0.021		0.033	
㉔	(仮) 飾磨西IC周辺	姫路市飾磨区須加、細江、構	0.020～0.021		0.033	
㉕	(仮) 広畑IC周辺	姫路市広畑区鶴町、正門通、大町	0.021		0.037	

注) 予測地点は、道路構造、交通条件、住宅等の保全対象の立地状況等を踏まえて設定し、予測高さは、地上1.5mとしました。

【本線における断面予測結果】

番号	区間	予測地点	方向	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	
				予測結果 (日平均値の年間98%値)	環境基準	予測結果 (日平均値の年間2%除外値)	環境基準
②	(仮) 明石西JCT ～ (仮) 稲美IC間	明石市魚住町清水	上り線側	0.020	0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内 又は それ以下	0.043	0.10
下り線側			0.020	0.043			
③		稲美町六分一 (1)	上り線側	0.020		0.043	
			下り線側	0.020		0.043	
⑤	(仮) 稲美IC ～ (仮) 加古川JCT間	稲美町森安	上り線側	0.020		0.043	
			下り線側	0.020		0.043	
⑦	(仮) 加古川JCT ～ (仮) 平岡播磨IC間	加古川市平岡町山之上	上り線側	0.022		0.037	
			下り線側	0.022		0.037	
⑩	(仮) 尾上IC ～ (仮) 高砂東IC間	高砂市高砂町 (1)	上り線側	0.023		0.045	
			下り線側	0.023		0.045	
⑪		高砂市高砂町 (2)	上り線側	0.023		0.045	
			下り線側	0.023		0.045	
⑭	(仮) 伊保IC ～ (仮) 大塩IC間	高砂市曾根町	上り線側	0.023		0.045	
			下り線側	0.023		0.045	
⑮	(仮) 大塩IC周辺	姫路市大塩町 (1)	上り線側	0.019		0.041	
			下り線側	0.019		0.041	
⑯		姫路市大塩町 (2)	上り線側	0.019	0.041		
			下り線側	0.019	0.041		
㉒	(仮) 白浜IC ～ (仮) 飾磨IC間	姫路市飾磨区妻鹿東海町	上り線側	0.021	0.041		
			下り線側	0.021	0.041		

注) 予測地点は、道路構造、交通条件、住宅等の保全対象の立地状況等を踏まえて設定し、予測高さは、地上1.5mとしました。

1. 大気質 (粉じん等)

■建設機械の稼働 (予測地点：1 ～ 27) ※予測地点概要図P7 ～ 10
粉じん等は、21 地点で参考となる値を超過すると予測されますが、環境保全措置を実施することで、すべての地点において参考となる値以下になると予測されます。

番号	予測地点	粉じん等の降下ばいじん量 (t/km ² /月)		番号	予測地点	粉じん等の降下ばいじん量 (t/km ² /月)	
		予測結果	参考となる値			予測結果	参考となる値
1	神戸市西区岩岡町古郷	4.4 ～ 6.1	10	15	高砂市曾根町	4.5 ～ 5.9 [16.4 ～ 21.6]	10
2	明石市魚住町清水	3.3 ～ 5.0		16	姫路市大塩町	1.8 ～ 3.0 [6.6 ～ 11.0]	
3	稲美町六分一 (1)	3.7 ～ 5.6		17	姫路市的形町の形 (1)	2.7 ～ 2.9 [10.5 ～ 11.4]	
4	稲美町六分一 (2)	2.2 ～ 3.5 [7.9 ～ 12.8]		18	姫路市的形町の形 (2)	5.1 ～ 6.6 [19.1 ～ 24.8]	
5	稲美町森安	3.7 ～ 5.7 [13.4 ～ 20.8]		19	姫路市的形町の形 (3)	3.3 ～ 4.4 [12.9 ～ 16.7]	
6	加古川市平岡町高畑	4.9 ～ 9.3		20	高砂市北浜町西浜	5.4 ～ 6.3 [19.7 ～ 23.1]	
7	加古川市平岡町山之上	4.3 ～ 7.2 [15.9 ～ 26.3]		21	姫路市八家	4.0 ～ 6.1 [14.7 ～ 22.7]	
8	加古川市平岡町中野	2.1 ～ 3.6		22	姫路市木場	5.3 ～ 8.3 [19.3 ～ 30.6]	
9	加古川市別府町西脇、別府	2.4 ～ 4.2 [8.9 ～ 15.4]		23	姫路市白浜町	3.6 ～ 4.3 [14.1 ～ 16.6]	
10	加古川市別府町東町、元町	2.7 ～ 4.8		24	姫路市飾磨区妻鹿東海町	2.7 ～ 4.5 [9.9 ～ 16.6]	
11	高砂市高砂町	2.7 ～ 3.1 [9.8 ～ 11.5]		25	姫路市飾磨区中島	5.2 ～ 8.5 [19.2 ～ 31.0]	
12	高砂市西畑 (1)	1.8 ～ 3.8 [6.7 ～ 14.0]		26	姫路市飾磨区構	3.4 ～ 6.2 [12.3 ～ 22.6]	
13	高砂市西畑 (2)	3.7 ～ 4.0 [13.6 ～ 14.8]		27	姫路市広畑区鶴町	2.0 ～ 3.1 [7.4 ～ 11.5]	
14	高砂市梅井	4.1 ～ 4.9 [14.9 ～ 18.1]					

注 1) 予測結果は、参考となる値以下になると予測された地点は予測値を、参考となる値を超過すると予測された地点は環境保全措置 (工事中の散水) 実施後の予測値を示しています。なお、参考となる値を超過すると予測された地点については、[]内に環境保全措置実施前の予測値を示しています。
注 2) 予測地点は、建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線の地上 1.5m としました。予測断面は、住居等の位置等の情報及び工事の区分等の情報を考慮し、各工事の区分ごとに設定しました。

環境保全措置

「工事中の散水」、「作業者に対する建設機械の取扱いの指導」及び「工事施工ヤードへの仮囲いの設置」の措置を行います。

■工事用車両の運行 (予測地点：1 ～ 21) ※予測地点概要図P7 ～ 10

粉じん等は、9 地点で参考となる値を超過すると予測されますが、環境保全措置を実施することで、すべての地点において参考となる値以下になると予測されます。

番号	予測地点 (予測対象道路)	粉じん等の降下ばいじん量 (t/km ² /月)		番号	予測地点 (予測対象道路)	粉じん等の降下ばいじん量 (t/km ² /月)	
		予測結果	参考となる値			予測結果	参考となる値
1	稲美町六分一 (主要地方道 84 号宗佐土山線)	7.2 ～ 9.4	10	12	姫路市的形町の形 (2) (一般県道 399 号大塩別所線)	1.5 ～ 3.4	10
2	加古川市平岡町高畑 (一般国道 2 号)	0.5 ～ 0.8 [9.0 ～ 15.3]		13	姫路市木場前中町 (市道幹第 55 号線)	3.0 ～ 4.6	
3	加古川市平岡町 (一般県道 382 号本荘平岡線)	0.6 ～ 1.1 [12.2 ～ 21.5]		14	姫路市白浜町 (1) (一般国道 250 号)	1.0 ～ 1.9 [19.9 ～ 38.0]	
4	加古川市平岡町中野 (一般国道 250 号)	0.6 ～ 1.1 [11.1 ～ 22.1]		15	姫路市白浜町 (2) (一般国道 250 号)	0.4 ～ 1.5 [8.8 ～ 30.3]	
5	播磨町宮西 (町道 4 号浜幹線)	1.1 ～ 3.6		16	姫路市白浜町 (3) (市道白浜 149 号線)	1.7 ～ 3.1	
6	加古川市別府町東町 (市道 48 号加古川別府港線)	0.4 ～ 0.8 [7.0 ～ 15.2]		17	姫路市飾磨区中島 (一般国道 250 号)	0.7 [7.7 ～ 15.7]	
7	加古川市金沢町 (市道 48 号加古川別府港線)	7.4 ～ 8.6		18	姫路市飾磨区細江 (一般国道 436 号)	2.0 ～ 2.9	
8	高砂市荒井町東本町 (主要地方道 43 号高砂北条線)	4.4 ～ 5.0		19	姫路市飾磨区思案橋 (一般国道 250 号)	3.8 ～ 9.5	
9	高砂市梅井 (一般県道 391 号伊保殿停車場線)	2.3 ～ 4.9		20	姫路市広畑区長町 (一般国道 250 号)	3.1 ～ 6.0	
10	高砂市曾根町 (一般県道 555 号曾根阿弥陀線)	0.8 ～ 1.1 [15.2 ～ 22.2]		21	姫路市広畑区正門通 (市道幹第 43 号線)	2.0 ～ 2.7	
11	姫路市的形町の形 (1) (一般国道 250 号)	0.3 ～ 1.3 [6.3 ～ 25.2]					

注 1) 予測結果は、参考となる値以下になると予測された地点は予測値を、参考となる値を超過すると予測された地点は環境保全措置 (タイヤ等の洗浄) 実施後の予測値を示しています。なお、参考となる値を超過すると予測された地点については、[]内に環境保全措置実施前の予測値を示しています。
注 2) 予測地点は、工事用道路の接続が予測される既存道路等、工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路等の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地境界線とし、予測高さは地上 1.5m としました。

環境保全措置

「タイヤ等の洗浄」及び「工事の分散」の措置を行います。

用語解説 (大気質)

粉じん等 …………… 大気環境中に浮遊する微細な粒子状の物質のことを粉じんといいます。一般的には粒径が 10 μm (=0.01mm) 程度以上の大きなものを「降下ばいじん」といいます。

参考となる値 …………… 「道路環境影響評価の技術手法」(国総研資料第 714 号 2.3、2.4) に示されている降下ばいじんの参考となる値です。環境を保全する上での降下ばいじん量については、生活環境の保全が必要な地域の指標等を踏まえ、10t/km²/月を参考となる値としました。

2. 騒音

■建設機械の稼働 (予測地点：1 ～ 27) ※予測地点概要図P7 ～ 10

騒音は、すべての予測地点で規制基準を超過すると予測されますが、環境保全措置を実施することで、すべての予測地点において規制基準以下になると予測されます。

番号	予測地点	予測高さ (m)	予測結果 (L _{A5} または L _{A,Fmax,5}) (dB)	規制基準 (dB)	番号	予測地点	予測高さ (m)	予測結果 (L _{A5} または L _{A,Fmax,5}) (dB)	規制基準 (dB)
1	神戸市西区岩岡町古郷	1.2	72 [91]	85	15	高砂市曾根町	1.2	76 [101]	85
		4.2	73 [90]				4.2	80 [105]	
2	明石市魚住町清水	1.2	77 [96]		16	姫路市大塩町	1.2	78 [103]	
		4.2	80 [99]				4.2	82 [106]	
3	稲美町六分一 (1)	1.2	77 [97]		17	姫路市的形町の形 (1)	1.2	80 [99]	
		4.2	78 [97]				4.2	83 [102]	
4	稲美町六分一 (2)	1.2	79 [104]		18	姫路市的形町の形 (2)	1.2	81 [107]	
		4.2	85 [110]				4.2	85 [108]	
5	稲美町森安	1.2	78 [102]		19	姫路市的形町の形 (3)	1.2	83 [102]	
		4.2	82 [106]		20	高砂市北浜町西浜	1.2	73 [102]	
6	加古川市平岡町高畑	1.2	79 [98]				7.2	85 [113]	
		4.2	80 [99]		21	姫路市八家	1.2	79 [98]	
7	加古川市平岡町山之上	1.2	80 [100]				4.2	81 [100]	
		4.2	84 [103]		22	姫路市木場	1.2	71 [91]	
8	加古川市平岡町中野	1.2	75 [94]				4.2	72 [92]	
		4.2	77 [96]		23	姫路市白浜町	1.2	74 [93]	
9	加古川市別府町西脇、別府	1.2	69 [94]				4.2	75 [94]	
		16.2	85 [108]		24	姫路市飾磨区妻鹿東海町	1.2	77 [102]	
10	加古川市別府町東町、元町	1.2	78 [97]				4.2	81 [106]	
		4.2	80 [98]		25	姫路市飾磨区中島	1.2	81 [107]	
11	高砂市高砂町	1.2	76 [95]				4.2	85 [110]	
12	高砂市西畑 (1)	1.2	78 [96]		26	姫路市飾磨区構	1.2	78 [98]	
		4.2	79 [97]				4.2	81 [100]	
13	高砂市西畑 (2)	1.2	78 [97]		27	姫路市広畑区鶴町	1.2	78 [102]	
		4.2	79 [97]				4.2	83 [107]	
14	高砂市梅井	1.2	76 [95]						
		4.2	77 [96]						

注 1) 予測結果は、環境保全措置 (防音パネル等の遮音対策) 実施後の予測値を示しています。なお、[]内に環境保全措置実施前の予測値を示しています。
注 2) 予測地点は、住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働に係る影響が考えられる地点 (規制基準が設定されている工事の実施区域の敷地境界) としました。予測高さは、影響が最も大きい階相当の高さ (地上 4.2m (2 階)、地上 7.2m (3 階)、地上 16.2m (6 階)) と 1 階の高さ (地上 1.2m) としました。

環境保全措置

「防音パネル等の遮音対策」、「低騒音型建設機械の採用」及び「作業者に対する建設機械の取扱いの指導」の措置を行います。

用語解説 (騒音)

dB (デシベル) …… 音や振動の大きさを表す単位です。

騒音レベルの大きさの目安

騒音の大きさ (dB)	目安
80 ～ 90	パチンコ店内、ゲームセンター店内
70 ～ 80	飛行機の機内、セミの声
60 ～ 70	バスの車内
50 ～ 60	博物館の館内、郵便局の窓口周辺
40 ～ 50	図書館の館内

規制基準 …… 公害の原因となる行為を規制するための基準です。

環境基準 …… 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として規定された行政上の政策目標です。

要請限度 …… 自動車騒音を低減するために道路管理者又は都道府県公安委員会に対して要請することができる判断基準となる値のことです。

2. 騒音

■工事用車両の運行 (予測地点：1～21) ※予測地点概要図P7～10

騒音はすべての予測地点において環境基準及び要請限度以下になると予測されます。

番号	予測地点 (予測対象道路)	予測 高さ (m)	現況値 (dB)	工事用 車両の 寄与分 (dB)	予測 結果 (L_{Aeq}) (dB)	環境 基準 (dB)	要請 限度 (dB)	番号	予測地点 (予測対象道路)	予測 高さ (m)	現況値 (dB)	工事用 車両の 寄与分 (dB)	予測 結果 (L_{Aeq}) (dB)	環境 基準 (dB)	要請 限度 (dB)
1	稲美町六分一(主要地方 道84号宗佐土山線)	1.2	65	0	65	70	75	12	姫路市の形町の形(2) (一般県道399号大塩 別所線)	1.2	67	1	68	70	75
2	加古川市平岡町高畑 (一般国道2号)		68	1	69	70	75	13	姫路市木場前中町 (市道幹第55号線)		61	0	61	70	75
3	加古川市平岡町(一般県 道382号本荘平岡線)		69	1	70	70	75	14	姫路市白浜町(1) (一般国道250号)		68	0	68	70	75
4	加古川市平岡町中野 (一般国道250号)		67	0	67	70	75	15	姫路市白浜町(2) (一般国道250号)		68	1	69	70	75
5	播磨町宮西 (町道4号浜幹線)		64	1	65	65	75	16	姫路市白浜町(3) (市道白浜149号線)		64	0	64	70	75
6	加古川市別府町東町(市 道48号加古川別府港線)		68	1	69	70	75	17	姫路市飾磨区中島 (一般国道250号)		70	0	70	70	75
7	加古川市金沢町(市道 48号加古川別府港線)		69	0	69	70	75	18	姫路市飾磨区細江 (一般国道436号)		63	1	64	70	75
8	高砂市荒井町東本町(主要 地方道43号高砂北条線)		60	0	60	70	75	19	姫路市飾磨区思案橋 (一般国道250号)		69	0	69	70	75
9	高砂市梅井(一般県道 391号伊保宝殿停車場線)		58	1	59	70	75	20	姫路市広畑区長町 (一般国道250号)		68	0	68	70	75
10	高砂市曾根町(一般県道 555号曾根阿弥陀線)		60	2	62	70	75	21	姫路市広畑区正門通 (市道幹第43号線)		54	1	55	70	75
11	姫路市の形町の形(1) (一般国道250号)		69	1	70	70	75								

注) 予測地点は、工事用道路の接続が予測される既存道路等の代表的な断面における敷地境界線に設定し、予測高さは地上1.2mとしました。

環境保全措置

「工事の分散」及び「作業者に対する工事用車両の運行の指導」の措置を行います。

用語解説(騒音)

建設機械の稼働に係る騒音における整合を図るべき基準又は目標

項目	整合を図るべき基準又は目標	基準値
騒音レベル(L_{A5} 又は $L_{A,Fmax,5}$)	「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	85dB以下

注) 特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音もしくは振動を発生する作業。

工事用車両の運行に係る騒音における整合を図るべき基準又は目標

項目	整合を図るべき基準又は目標	地域の区分	基準値 ^{注1)}
等価騒音 レベル (L_{Aeq})	「騒音に係る環境基準について」 (平成10年環境庁告示第64号) の環境基準	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下
		B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下
		幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下
	「騒音規制法」(昭和43年法律第 98号)による自動車騒音の限度	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB以下
		b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB以下
		幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度	75dB以下

注1) 時間区分は、昼間(6時～22時)。

注2) A地域・a区域とは、専ら住居の用に供される地域。

注3) B地域・b区域とは、主として住居の用に供される地域。

注4) C地域・c区域とは、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

■自動車の走行 (予測地点：①～⑤) ※予測地点概要図P7～10

騒音は、予測の結果、13 地点において基準を超過すると予測されますが、環境保全措置を実施することで、「⑥(仮)加古川JCT周辺」、「⑧(仮)平岡播磨IC周辺」以外の予測地点において環境基準以下になります。

「⑥(仮)加古川JCT周辺」及び「⑧(仮)平岡播磨IC周辺」については、都市計画対象道路以外の道路交通騒音の影響により環境基準を超過しますが、都市計画対象道路による影響は予測結果を増加させないレベルであると予測されます。

都市計画対象道路以外の道路においては、当該道路管理者及び事業者が連携・調整を図りながら、将来における交通量の状況等を勘案し、必要に応じて環境保全対策を講じます。

【IC・JCT等周辺における平面予測結果】

番号	区間	予測地点	位置	予測高さ (m)	予測結果(L_{Aeq})		環境基準	
					昼間 (dB)	夜間 (dB)	昼間 (dB)	夜間 (dB)
①	(仮)明石西JCT周辺	神戸市西区福吉台、岩岡町古郷	近接空間	1.2、4.2	55～68 [63～77]	52～65 [60～74]	70	65
			背後地	1.2、4.2	58～63 [65～72]	55～60 [62～69]	65	60
④	(仮)稲美IC周辺	稲美町六分一(2)	近接空間	1.2、4.2	60～66 [60～69]	54～60 [57～64]	70	65
			背後地	1.2、4.2	61～65 [61～67]	58～59 [58～60]	65	60
⑥	(仮)加古川JCT周辺	加古川市平岡町高畑、西谷	近接空間	1.2、4.2	61～74 [61～74]	57～71 [57～71]	70	65
			背後地	1.2～7.2	60～71 [60～71]	55～67 [56～67]	60～65	55～60
⑧	(仮)平岡播磨IC周辺	加古川市平岡町中野、八反田、 播磨町古田、宮西	近接空間	1.2、4.2	66～67 [66～67]	60～61 [60～61]	70	65
			背後地	1.2～40.2	57～67 [57～67]	53～60 [54～64]	60～65	55～60
⑨	(仮)別府IC周辺	加古川市別府町西脇、本町、東町、元町、 西町、新野辺	近接空間	1.2、4.2	61～70 [61～70]	57～63 [57～63]	70	65
			背後地	1.2～7.2	60～65 [60～66]	55～59 [56～60]	60～65	55～60
⑫	(仮)高砂東IC周辺	高砂市西畑、高砂町、高砂町松波町	近接空間	1.2～10.2	58～61 [60～66]	54～57 [56～63]	70	65
			背後地	1.2～10.2	55～60 [59～63]	52～55 [56～60]	60	55
⑬	(仮)伊保IC周辺	高砂市高須、伊保崎南、梅井	近接空間	1.2～7.2	58～64	54～58	70	65
			背後地	1.2～10.2	59～62	54～57	65	60
⑰	トンネル坑口周辺	姫路市的形町の形(1)、 高砂市北浜町西浜(1)	近接空間	1.2、4.2	60～61 [61～62]	54～57 [56～57]	70	65
			背後地	1.2、4.2	60～61 [61～62]	54～56 [55～57]	60～65	55～60
⑱	(仮)姫路南JCT周辺	姫路市的形町の形(2)	近接空間	1.2、4.2	52～61 [52～61]	50～58 [50～58]	70	65
			背後地	1.2、4.2	52～62 [52～62]	50～60 [50～60]	60～65	55～60
⑲	姫路JCT周辺	姫路市的形町の形(3)、 高砂市北浜町西浜(2)	近接空間	1.2～10.2	56～65	50～60	70	65
			背後地	1.2、4.2	56～61	52～57	65	60
⑳	トンネル坑口・ (仮)白浜北IC周辺	姫路市八家、木場、木場十八反町、 木場前中町	近接空間	1.2～13.2	57～66	53～61	70	65
			背後地	1.2～16.2	56～64	52～59	65	60
㉑	(仮)白浜IC周辺	姫路市白浜町	近接空間	1.2、4.2	54～55	51～52	70	65
			背後地	1.2、4.2	55～56	52～53	65	60
㉒	(仮)飾磨IC周辺	姫路市飾磨区中島	近接空間	1.2、4.2	55～60	53～57	70	65
			背後地	1.2～7.2	54～57	51～54	65	60
㉓	(仮)飾磨西IC周辺	姫路市飾磨区須加、細江、構	近接空間	1.2、4.2	57～66	50～60	70	65
			背後地	1.2、4.2	57～63	50～57	65	60
㉔	(仮)広畑IC周辺	姫路市広畑区鶴町、正門通、大町	近接空間	1.2、4.2	59	53	70	65
			背後地	1.2、4.2	59	53	65	60

注1) 予測結果は、環境基準を満足すると予測された地点は予測値を、環境基準を超過すると予測された地点は環境保全措置(遮音壁の設置及び裏面吸音板の設置)実施後の予測値を示しています。なお、環境基準を超過すると予測された地点については、[]内に環境保全措置実施前の予測値を示しています。

注2) 予測地点は、予測地域の代表断面において、騒音に係る環境基準に規定された幹線交通を担う道路の近接空間及び背後地に設定し、予測高さは、住居等の各階の平均的な高さを対象として、地上1.2m(1階)及び地上4.2m(2階)としました。また、予測地域内に中高層住居が存在する場合には、各階の高さにおいても予測を行いました。

2. 騒音

【本線における断面予測結果】

番号	区間	予測地点	方向	位置	予測高さ (m)	予測結果 (L _{Aeq})		環境基準	
						昼間(dB)	夜間(dB)	昼間(dB)	夜間(dB)
②	(仮) 明石西JCT～ (仮) 稲美IC間	明石市魚住町清水	上り線側	近接空間	1.2、4.2	58 [59]	56 [56]	70	65
				背後地	1.2、4.2	57 [59]	55 [56]	60	55
			下り線側	近接空間	1.2、4.2	58～59	56	70	65
				背後地	1.2、4.2	59	56	65	60
③	(仮) 明石西JCT～ (仮) 稲美IC間	稲美町六分一(1)	上り線側	近接空間	1.2、4.2	58 [59]	56 [57]	70	65
				背後地	1.2、4.2	57 [59]	55 [56]	60	55
			下り線側	近接空間	1.2、4.2	59 [59]	56 [57]	70	65
				背後地	1.2、4.2	58 [59]	55 [56]	60	55
⑤	(仮) 稲美IC～ (仮) 加古川JCT間	稲美町森安	上り線側	近接空間	1.2、4.2	59	57	70	65
				背後地	1.2、4.2	58～59	56	65	60
			下り線側	近接空間	1.2、4.2	59	57	70	65
				背後地	1.2、4.2	59	56～57	65	60
⑦	(仮) 加古川JCT～ (仮) 平岡播磨IC間	加古川市平岡町山之上	上り線側	近接空間	1.2、4.2	59 [59]	57 [57]	70	65
				背後地	1.2、4.2	57 [59]	55 [56～57]	60	55
			下り線側	近接空間	1.2、4.2	59～60	57	70	65
				背後地	1.2、4.2	58	56	65	60
⑩	(仮) 尾上IC～ (仮) 高砂東IC間	高砂市高砂町(1)	上り線側	近接空間	1.2、4.2	59	56	70	65
				背後地	1.2、4.2	59	56	65	60
⑪	(仮) 尾上IC～ (仮) 高砂東IC間	高砂市高砂町(2)	上り線側	近接空間	1.2、4.2	59～60 [59～60]	57 [57]	70	65
				背後地	1.2、4.2	58 [58～59]	55 [56]	60	55
			下り線側	近接空間	1.2、4.2	59～60 [60]	57 [57～58]	70	65
				背後地	1.2、4.2	57 [59]	55 [56～57]	60	55
⑭	(仮) 伊保IC～ (仮) 大塩IC間	高砂市曾根町	上り線側	近接空間	1.2、4.2	64～65 [65]	61～62 [62]	70	65
				背後地	1.2、4.2	59～60 [61]	55 [57～58]	60	55
⑮	(仮) 大塩IC周辺	姫路市大塩町(1)	上り線側	近接空間	1.2、4.2	66	58～59	70	65
⑯	(仮) 大塩IC周辺	姫路市大塩町(2)		背後地	1.2、4.2	62	56～57	65	60
			上り線側	近接空間	1.2、4.2	61	59	70	65
				背後地	1.2、4.2	60～61	58	65	60
			⑳	(仮) 白浜IC～ (仮) 飾磨IC間	姫路市飾磨区 妻鹿東海町	上り線側	近接空間	1.2、4.2	56～57
背後地	1.2、4.2	56～57					54	65	60
下り線側	近接空間	1.2、4.2				57～58	55	70	65
	背後地	1.2、4.2				57～58	55	65	60

注1) 予測結果は、環境基準を満足すると予測された地点は予測値を、環境基準を超過すると予測された地点は環境保全措置(遮音壁の設置及び裏面吸音板の設置)実施後の予測値を示しています。なお、環境基準を超過すると予測された地点については、[]内に環境保全措置実施前の予測値を示しています。
注2) 予測地点は、予測地域の代表断面において、騒音に係る環境基準に規定された幹線交通を担う道路の近接空間及び背後地に設定し、予測高さは、住居等の各階の平均的な高さを対象として、地上1.2m(1階)及び地上4.2m(2階)としました。

用語解説(騒音)

近接空間……………敷地境界より20m(2車線以下の既存道路については15m)の範囲を指します。
背後地……………近接空間以外の範囲を指します。

自動車の走行に係る騒音における整合を図るべき基準又は目標

項目	整合を図るべき基準又は目標	地域の区分	基準値
等価騒音 レベル (L _{Aeq})	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)の環境基準	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域の基準値(背後地)	昼間: 60dB以下 夜間: 55dB以下
		B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域の基準値(背後地)	昼間: 65dB以下 夜間: 60dB以下
		幹線交通を担う道路に近接する空間の基準(近接空間)	昼間: 70dB以下 夜間: 65dB以下

注1) 時間区分は、昼間(6時～22時)、夜間(22時～6時)。
注2) A地域とは、専ら住居の用に供される地域。
注3) B地域とは、主として住居の用に供される地域。
注4) C地域とは、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

環境保全措置

「遮音壁の設置」及び「裏面吸音板の設置」の措置を行います。

環境保全措置の内容

番号	区間	予測地点	環境保全措置の内容
①	(仮) 明石西JCT周辺	神戸市西区福吉台、岩岡町古郷	遮音壁の設置(路肩及び高欄上、高さ3+5Rm)
②	(仮) 明石西JCT～(仮) 稲美IC間	明石市魚住町清水	遮音壁の設置(高欄上、高さ0.5m)
③	(仮) 明石西JCT～(仮) 稲美IC間	稲美町六分一(1)	遮音壁の設置(高欄上、高さ0.5m)
④	(仮) 稲美IC周辺	稲美町六分一(2)	遮音壁の設置(ランプ端部、高さ2.5m)
⑥	(仮) 加古川JCT周辺	加古川市平岡町高畑、西谷	遮音壁の設置(ランプ、高さ5.0m)
⑦	(仮) 加古川JCT～(仮) 平岡播磨IC間	加古川市平岡町山之上	遮音壁の設置(高欄上、高さ1.0m)
⑧	(仮) 平岡播磨IC周辺	加古川市平岡町中野、八反田、播磨町古田、宮西	遮音壁の設置(高欄上、高さ0.5～3.0m)
⑨	(仮) 別府IC周辺	加古川市別府町西脇、本町、東町、元町、西町、新野辺	遮音壁の設置(高欄上、高さ0.5m)
⑪	(仮) 尾上IC～(仮) 高砂東IC間	高砂市高砂町(2)	遮音壁の設置(高欄上、高さ0.5～1.0m)
⑫	(仮) 高砂東IC周辺	高砂市西畑、高砂町、高砂町松波町	遮音壁の設置(高欄上、高さ2.0～4.0m) 裏面吸音板の設置
⑭	(仮) 伊保IC～(仮) 大塩IC間	高砂市曾根町	裏面吸音板の設置
⑰	トンネル坑口周辺	姫路市的形町の形(1)、高砂市北浜町西浜(1)	遮音壁の設置(高欄上、高さ3.0m、3+5Rm)
⑱	(仮) 姫路南JCT周辺	姫路市的形町の形(2)	遮音壁の設置(高欄上、高さ1.0m)

注) 3+5Rmの遮音壁とは設置面から3mの高さまで垂直に設置した遮音壁の上に長さ5mの円弧状の遮音壁を道路に張り出すように設置したもので、設置面から約7.2mの高さのものを想定しています。

■環境保全措置イメージ(自動車の走行に係る騒音)

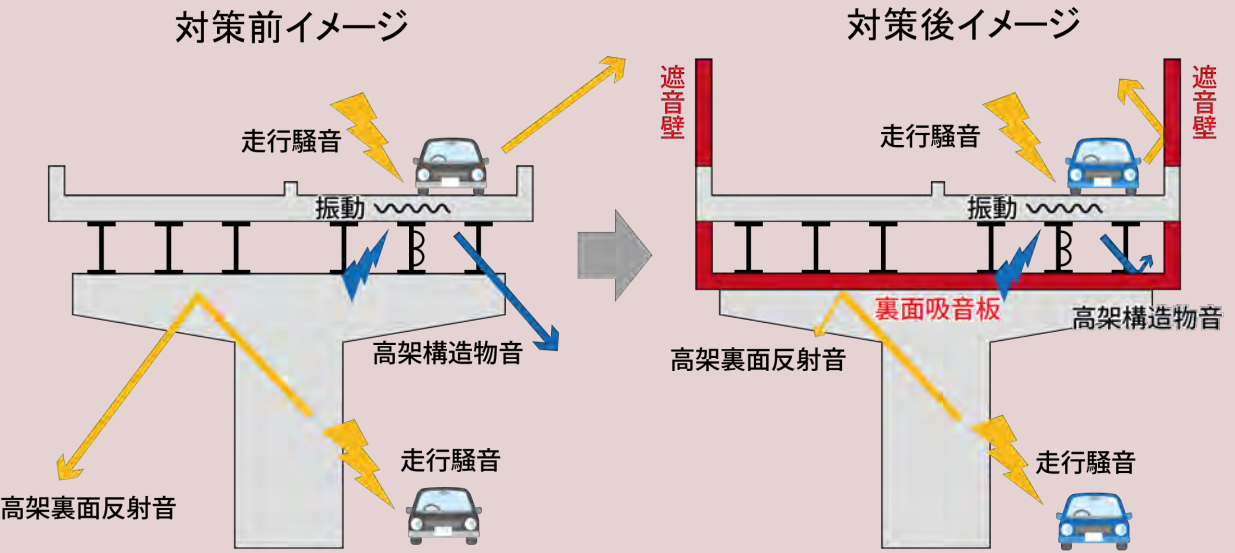
【遮音壁の設置】

遮音壁を設置し、走行騒音を遮へいすることにより、騒音の低減を図ります。

【裏面吸音板の設置】

裏面吸音板を設置し、以下の効果により騒音の低減を図ります。

- ①床板から伝わる高架構造物音を遮へいする
- ②高架裏面で反射する、周辺の道路からの自動車走行騒音を小さくする



3. 振動

■建設機械の稼働（予測地点：1～27）※予測地点概要図P7～10
振動は、すべての予測地点において規制基準以下になると予測されます。

番号	予測地点	予測結果 (L ₁₀) (dB)	規制基準 (dB)	番号	予測地点	予測結果 (L ₁₀) (dB)	規制基準 (dB)
1	神戸市西区岩岡町古郷	63	75	15	高砂市曽根町	66	75
2	明石市魚住町清水	68		16	姫路市大塩町	65	
3	稲美町六分一（1）	67		17	姫路市の形町の形（1）	70	
4	稲美町六分一（2）	69		18	姫路市の形町の形（2）	66	
5	稲美町森安	66		19	姫路市の形町の形（3）	73	
6	加古川市平岡町高畑	59		20	高砂市北浜町西浜	70	
7	加古川市平岡町山之上	66		21	姫路市八家	66	
8	加古川市平岡町中野	71		22	姫路市木場	55	
9	加古川市別府町西脇、別府	66		23	姫路市白浜町	63	
10	加古川市別府町東町、元町	58		24	姫路市飾磨区妻鹿東海町	66	
11	高砂市高砂町	57		25	姫路市飾磨区中島	70	
12	高砂市西畑（1）	57		26	姫路市飾磨区構	67	
13	高砂市西畑（2）	57		27	姫路市広畑区鶴町	69	
14	高砂市梅井	57					

環境保全措置

「低振動型建設機械の採用」及び「作業者に対する建設機械の取扱いの指導」の措置を行います。

■工事用車両の運行（予測地点：1～21）※予測地点概要図P7～10
振動は、すべての予測地点において要請限度以下になると予測されます。

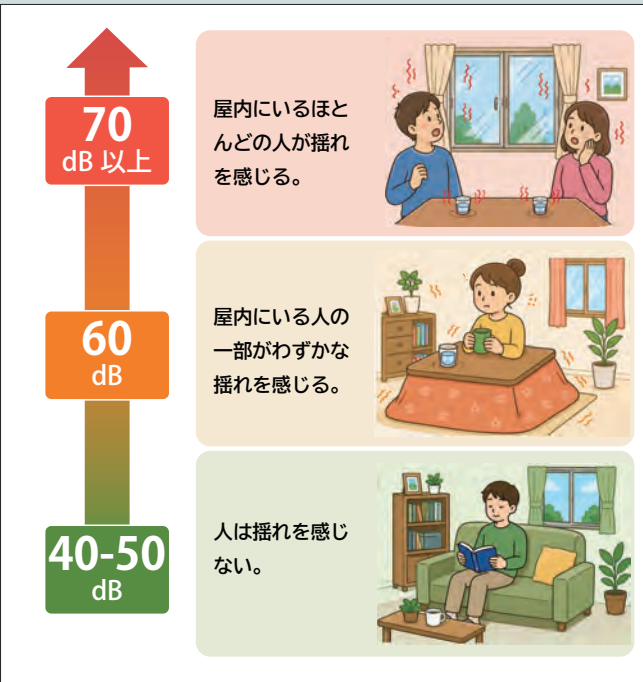
番号	予測地点 （予測対象道路）	予測結果 (L ₁₀) (dB)	要請限度 (dB)	番号	予測地点 （予測対象道路）	予測結果 (L ₁₀) (dB)	要請限度 (dB)
1	稲美町六分一 （主要地方道84号宗佐土山線）	39	65	12	姫路市の形町の形（2） （一般県道399号大塩別所線）	41	65
2	加古川市平岡町高畑 （一般国道2号）	39	65	13	姫路市木場前中町 （市道幹第55号線）	44	70
3	加古川市平岡町 （一般県道382号本荘平岡線）	43	65	14	姫路市白浜町（1） （一般国道250号）	49	65
4	加古川市平岡町中野 （一般国道250号）	33	65	15	姫路市白浜町（2） （一般国道250号）	60	65
5	播磨町宮西 （町道4号浜幹線）	35	65	16	姫路市白浜町（3） （市道白浜149号線）	43	65
6	加古川市別府町東町 （市道48号加古川別府港線）	41	65	17	姫路市飾磨区中島 （一般国道250号）	42	65
7	加古川市金沢町 （市道48号加古川別府港線）	51	70	18	姫路市飾磨区細江 （一般国道436号）	42	70
8	高砂市荒井町東本町 （主要地方道43号高砂北条線）	49	65	19	姫路市飾磨区思案橋 （一般国道250号）	46	65
9	高砂市梅井 （一般県道391号伊保宝殿停車場線）	35	65	20	姫路市広畑区長町 （一般国道250号）	57	65
10	高砂市曽根町 （一般県道555号曽根阿弥陀線）	37	65	21	姫路市広畑区正門通 （市道幹第43号線）	45	70
11	姫路市の形町の形（1） （一般国道250号）	49	65				

環境保全措置

「工事の分散」及び「作業者に対する工事用車両の運行の指導」の措置を行います。

用語解説（振動）

振動レベルの大きさの目安



注）イラストはMicrosoft Copilotにより生成したイメージを用いています。

規制基準…………… 公害の原因となる行為（建設機械の稼働）を規制するための基準です。

要請限度…………… 道路交通振動を低減するために道路管理者又は都道府県公安委員会に対して要請することができる判断基準となる値のことです。

建設機械の稼働に係る振動における整合を図るべき基準又は目標

項目	整合を図るべき基準又は目標	基準値
振動レベルの80%レンジの上端値 (L ₁₀)	「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）による特定建設作業の規制に関する基準	75dB以下

工事用車両の運行に係る振動における整合を図るべき基準又は目標

項目	整合を図るべき基準又は目標	地域の区分	基準値
振動レベルの80%レンジの上端値 (L ₁₀)	「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）による道路交通振動の限度	第1種区域	昼間：65dB以下
		第2種区域	昼間：70dB以下

注1）時間区分は、昼間（8時～19時）。
注2）第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
第2種区域：住居の用に併せて商業、工業の用に供されている区域であり、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業などの用に供される区域であり、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

3. 振動

■自動車の走行 (予測地点：①～④) ※予測地点概要図P7～10
振動は、すべての予測地点において要請限度以下になると予測されます。

区間	番号	予測地点	方向	予測結果 (L ₁₀)		要請限度	
				昼間 (dB)	夜間 (dB)	昼間 (dB)	夜間 (dB)
(仮) 明石西JCT周辺	①	神戸市西区福古台	上り線側	46	45	70	65
			下り線側	41	40	65	60
	②	神戸市西区岩岡町古郷	上り線側	29	28	65	60
			下り線側	30	29	65	60
(仮) 明石西JCT～(仮) 稲美IC間	③	明石市魚住町清水	上り線側	47	47	70	65
			下り線側	47	47	70	65
	④	稲美町六分一(1)	上り線側	46	46	65	60
			下り線側	46	46	65	60
(仮) 稲美IC周辺	⑤	稲美町六分一(2)	上り線側	47	46	65	60
			下り線側	47	46	65	60
	⑥	稲美町六分一(3)	上り線側	48	47	65	60
			下り線側	48	47	65	60
(仮) 稲美IC～(仮) 加古川JCT間	⑦	稲美町森安	上り線側	49	48	65	60
			下り線側	49	48	65	60
(仮) 加古川JCT周辺	⑧	加古川市平岡町高畑(1)	上り線側	45	44	70	65
			下り線側	45	44	70	65
	⑨	加古川市平岡町高畑(2)	上り線側	49	48	70	65
			下り線側	48	48	70	65
	⑩	加古川市平岡町高畑(3)	上り線側	47	46	70	65
			下り線側	47	47	70	65
	⑪	加古川市平岡町高畑(4)	上り線側	47	47	65	60
			下り線側	47	47	65	60
(仮) 加古川JCT～(仮) 平岡播磨IC間	⑫	加古川市平岡町山之上	上り線側	48	47	65	60
			下り線側	47	47	65	60
(仮) 平岡播磨IC周辺	⑬	加古川市平岡町中野(1)	上り線側	50	49	65	60
			下り線側	50	49	65	60
	⑭	加古川市平岡町中野(2)	上り線側	48	47	65	60
			下り線側	45	44	65	60
(仮) 平岡播磨IC～(仮) 別府IC間	⑮	播磨町宮西、 加古川市別府町西脇(1)	上り線側	46	46	65	60
			下り線側	46	46	65	60
(仮) 別府IC周辺	⑯	加古川市別府町西脇(2)	上り線側	46	45	65	60
			下り線側	45	45	65	60
	⑰	加古川市別府町東町	上り線側	45	45	65	60
			下り線側	45	45	65	60
	⑱	加古川市別府町新野辺	上り線側	43	43	65	60
			下り線側	45	44	70	65
(仮) 尾上IC～(仮) 高砂東IC間	⑲	高砂市高砂町(1)	上り線側	48	47	70	65
			下り線側	49	48	70	65
	⑳	高砂市高砂町(2)	上り線側	49	48	65	60
			下り線側	49	48	65	60
(仮) 高砂東IC周辺	㉑	高砂市西畑	上り線側	48	47	65	60
			下り線側	48	47	65	60
	㉒	高砂市荒井町新浜	上り線側	48	47	70	65
			下り線側	48	47	70	65
(仮) 伊保IC周辺	㉓	高砂市高須	上り線側	48	47	70	65
			下り線側	48	47	70	65
	㉔	高砂市梅井(1)	上り線側	50	49	70	65
			下り線側	50	48	70	65
	㉕	高砂市梅井(2)	上り線側	50	48	70	65
			下り線側	51	50	70	65

区間	番号	予測地点	方向	予測結果 (L ₁₀)		要請限度	
				昼間 (dB)	夜間 (dB)	昼間 (dB)	夜間 (dB)
(仮) 伊保IC～(仮) 大塩IC間	㉔	高砂市曾根町	上り線側	47	46	65	60
			下り線側	45	44	70	65
(仮) 大塩IC周辺	㉔	姫路市大塩町(1)	上り線側	48	47	65	60
			下り線側	48	47	65	60
	㉔	姫路市大塩町(2)	上り線側	46	46	65	60
			下り線側	47	47	65	60
トンネル坑口周辺	㉔	姫路市の形町の形(1)	上り線側	47	47	65	60
			下り線側	47	47	65	60
(仮) 姫路南JCT周辺	㉔	姫路市の形町の形(2)	上り線側	47	48	65	60
			下り線側	48	48	65	60
	㉔	姫路市の形町の形(3)	下り線側	49	48	65	60
姫路JCT周辺	㉔	姫路市の形町の形(4)、高砂市北浜町西浜	下り線側	44	44	65	60
トンネル坑口・(仮) 白浜北IC周辺	㉔	姫路市八家	上り線側	43	42	65	60
			上り線側	44	43	65	60
			下り線側	44	43	65	60
	㉔	姫路市木場	上り線側	38	36	70	65
			下り線側	38	36	70	65
			上り線側	43	42	70	65
(仮) 白浜IC周辺	㉔	姫路市白浜町(1)	下り線側	43	42	70	65
			上り線側	44	43	70	65
	㉔	姫路市白浜町(2)	下り線側	44	43	70	65
			上り線側	44	43	70	65
(仮) 白浜IC～(仮) 飾磨IC間	㉔	姫路市飾磨区妻鹿東海町	上り線側	45	44	70	65
			下り線側	45	44	70	65
(仮) 飾磨IC周辺	㉔	姫路市飾磨区中島(1)	上り線側	42	41	70	65
			下り線側	45	44	70	65
	㉔	姫路市飾磨区中島(2)	上り線側	46	45	70	65
			下り線側	46	45	70	65
(仮) 飾磨西IC周辺	㉔	姫路市飾磨区須加	上り線側	44	43	70	65
			下り線側	43	42	70	65
	㉔	姫路市飾磨区細江	上り線側	43	41	70	65
			下り線側	43	42	70	65
	㉔	姫路市飾磨区構	上り線側	43	42	70	65
			下り線側	45	44	70	65
(仮) 広畑IC周辺	㉔	姫路市広畑区鶴町	上り線側	41	40	70	65
			下り線側	41	40	70	65

用語解説(振動)

自動車の走行に係る振動における整合を図るべき基準又は目標

項目	整合を図るべき基準又は目標	地域の区分	基準値
振動レベルの 80%レンジの 上端値 (L ₁₀)	「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府 令第58号)による道路交通振動の要請限度	第1種区域	昼間：65dB以下 夜間：60dB以下
		第2種区域	昼間：70dB以下 夜間：65dB以下

注1) 時間区分は、昼間(8時～19時)、夜間(19時～8時)。
注2) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
第2種区域：住居の用に併せて商業、工業の用に供されている区域であり、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業などの用に供される区域であり、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

4. 低周波音

■自動車の走行 (予測地点：①～④⑪) ※予測地点概要図P7～10
低周波音は、すべての予測地点において参考となる値以下になると予測されます。

区間	番号	予測地点	方向	予測結果(dB)		参考となる値 (dB)
				(<i>L</i> ₅₀)	(<i>L</i> ₉₅)	
(仮) 明石西JCT～(仮) 稲美IC間	①	明石市魚住町清水	上り線側	83	89	<i>L</i> ₅₀ : 90 <i>L</i> ₉₅ : 100
			下り線側	83	89	
	②	稲美町六分一(1)	上り線側	82	88	
			下り線側	82	88	
(仮) 稲美IC周辺	③	稲美町六分一(2)	上り線側	82	88	
			下り線側	81	87	
	④	稲美町六分一(3)	上り線側	83	89	
			下り線側	83	89	
(仮) 稲美IC～(仮) 加古川JCT間	⑤	稲美町森安	上り線側	84	90	
			下り線側	84	90	
(仮) 加古川JCT周辺	⑥	加古川市平岡町高畑(1)	上り線側	83	89	
			下り線側	83	89	
	⑦	加古川市平岡町高畑(2)	上り線側	81	87	
			下り線側	81	87	
	⑧	加古川市平岡町高畑(3)	上り線側	82	88	
			下り線側	82	88	
(仮) 加古川JCT～(仮) 平岡播磨IC間	⑨	加古川市平岡町山之上	上り線側	84	90	
			下り線側	84	90	
(仮) 平岡播磨IC周辺	⑩	加古川市平岡町中野(1)	上り線側	81	87	
			下り線側	81	88	
	⑪	加古川市平岡町中野(2)	上り線側	82	88	
			下り線側	77	83	
(仮) 平岡播磨IC～(仮) 別府IC間	⑫	播磨町宮西、加古川市別府町西脇(1)	上り線側	81	87	
			下り線側	81	87	
(仮) 別府IC周辺	⑬	加古川市別府町西脇(2)	上り線側	82	88	
			下り線側	82	88	
	⑭	加古川市別府町東町	上り線側	81	87	
			下り線側	81	87	
	⑮	加古川市別府町新野辺	上り線側	79	85	
			下り線側	82	88	
(仮) 尾上IC～(仮) 高砂東IC間	⑯	高砂市高砂町(1)	上り線側	81	87	
			下り線側	83	89	
	⑰	高砂市高砂町(2)	上り線側	83	89	
			下り線側	83	89	
(仮) 高砂東IC周辺	⑱	高砂市西畑	上り線側	79	85	
			下り線側	80	87	
	⑲	高砂市荒井町新浜	上り線側	82	89	
			下り線側	82	89	

用語解説(低周波音)

参考となる値 …………… 低周波音は国が実施する環境保全に関する施策による基準又は目標は示されていません。よって、一般環境中に存在する低周波音圧レベル(*L*₅₀:90dB)及び平均的な被験者が知覚できるG特性低周波音圧レベル(*L*₉₅:100dB)を「参考となる値」として設定しました。

*L*₅₀ (50%時間率音圧レベル) …………… 測定時間内の値の中央(50%)にあたるものを示します。低周波音の予測及び評価にあたっては、1～80Hzの音圧レベルを対象としています。

*L*₉₅ (G特性5%時間率音圧レベル) …… 1～20HzのG特性低周波音圧レベルのうち、測定時間内の値の大きいものから5%目にあたるものを示します。

G特性とは、一般的に人の耳には聞こえないとされる超低周波音(20Hz以下の低周波音)の人体感覚を評価する値です。

区間	番号	予測地点	方向	予測結果(dB)		参考となる値 (dB)
				(<i>L</i> ₅₀)	(<i>L</i> ₉₅)	
(仮) 伊保IC周辺	⑳	高砂市高須	上り線側	80	86	<i>L</i> ₅₀ : 90 <i>L</i> ₉₅ : 100
			下り線側	80	86	
	㉑	高砂市梅井(1)	上り線側	80	86	
			下り線側	80	86	
	㉒	高砂市梅井(2)	上り線側	80	86	
			下り線側	79	86	
(仮) 伊保IC～(仮) 大塩IC間	㉓	高砂市曾根町	上り線側	82	88	
			下り線側	79	85	
(仮) 大塩IC周辺	㉔	姫路市大塩町(1)	上り線側	79	85	
			下り線側	82	88	
	㉕	姫路市大塩町(2)	上り線側	79	86	
			下り線側	81	88	
トンネル坑口周辺	㉖	姫路市の形町の形(1)	上り線側	75	83	
			下り線側	75	83	
(仮) 姫路南JCT周辺	㉗	姫路市の形町の形(2)	上り線側	78	86	
			下り線側	77	85	
	㉘	姫路市の形町の形(3)	下り線側	62	73	
姫路JCT周辺	㉙	姫路市の形町の形(4)、高砂市北浜町西浜	下り線側	70	79	
トンネル坑口・(仮) 白浜北IC周辺	㉚	姫路市八家	上り線側	72	81	
			下り線側	74	82	
	㉛	姫路市木場	上り線側	74	82	
			下り線側	65	74	
	㉜	姫路市木場前中町	上り線側	64	73	
			下り線側	64	73	
(仮) 白浜IC周辺	㉝	姫路市白浜町(1)	上り線側	75	83	
			下り線側	75	82	
	㉞	姫路市白浜町(2)	上り線側	76	84	
			下り線側	76	84	
(仮) 白浜IC～(仮) 飾磨IC間	㉟	姫路市飾磨区妻鹿東海町	上り線側	76	84	
			下り線側	76	84	
(仮) 飾磨IC周辺	㊱	姫路市飾磨区中島(1)	上り線側	64	72	
			下り線側	73	81	
	㊲	姫路市飾磨区中島(2)	上り線側	75	83	
			下り線側	75	83	
(仮) 飾磨西IC周辺	㊳	姫路市飾磨区須加	上り線側	73	81	
			下り線側	73	81	
	㊴	姫路市飾磨区細江	上り線側	67	76	
			下り線側	68	77	
	㊵	姫路市飾磨区構	上り線側	66	75	
			下り線側	69	78	
	㊶	姫路市広畑区鶴町	上り線側	67	77	
			下り線側	68	78	
(仮) 広畑IC周辺	㊷	姫路市広畑区鶴町	下り線側	68	78	

5. 水質 (水の濁り)

■切土工等、工事施工ヤード・工事用道路等の設置

工事に伴う裸地等の表土から、降雨等により濁水が発生する可能性が考えられますが、状況に応じて裸地化の抑制、仮設沈砂池の設置、モニタリング等を行うことにより適切に管理・処理し、公共用水域へ放流する計画であることから、水の濁りは抑制されるものと予測されます。

■水底の掘削等

橋脚の設置を予定している加古川、法華山谷川、市川、夢前川及びその他水路等においては、橋脚断面積の抑制に努めます。

また、河道内、河岸付近及びため池等における橋梁基礎工事においては、改変面積を極力抑え、止水性の高い仮締切工法を採用し、矢板等の打設・引抜き等の際には、汚濁防止膜の設置等により汚濁防止に努めます。

これらの工事計画とすることから、水の濁りの程度は抑制されると予測されます。

環境保全措置

「濁水処理施設の設置」の措置を行います。

用語解説 (水質)

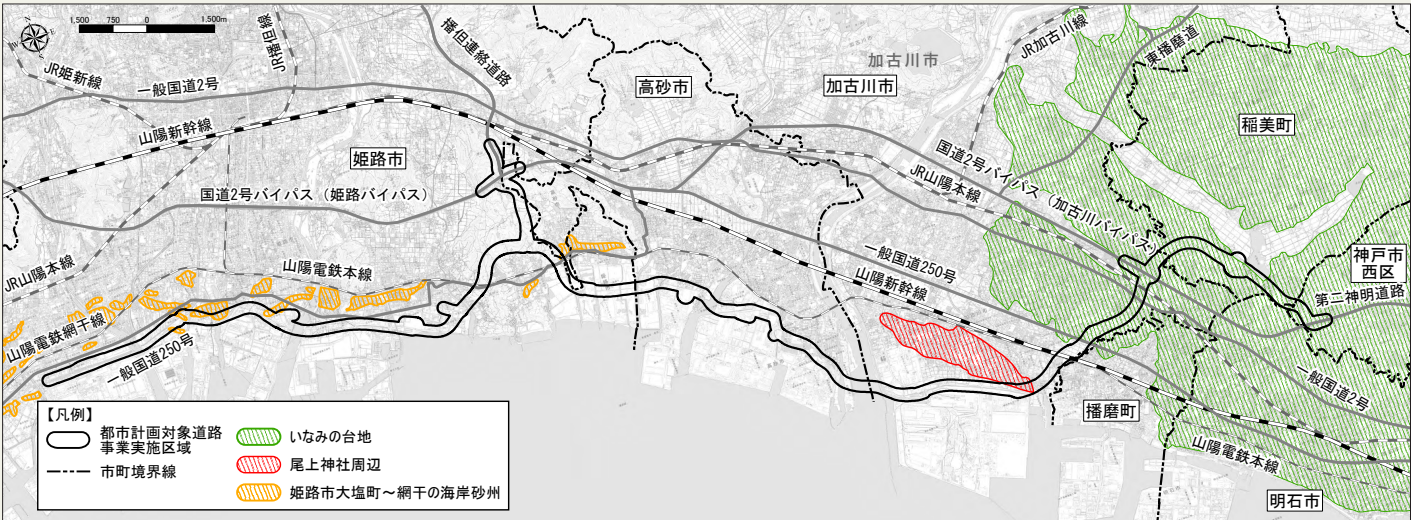
濁水処理施設……………トンネル等からの排水に対し、凝集剤等の利用により排水中の浮遊物を沈降させ、水の濁りを低下させる施設です。

6. 地形及び地質

■工事施工ヤード・工事用道路等の設置、道路の存在

都市計画対象道路周辺には、「兵庫県版レッドリスト2011 (地形・地質・自然景観・生態系)」等の基準に基づいて選定した重要な地形として、「いなみの台地」、「尾上神社周辺」、「姫路市大塩町～網干の海岸砂州」が分布しています。

都市計画対象道路事業に伴う土地の改変範囲は、重要な地形の分布域と一部重なりますが、重なる範囲の割合はいずれも小さく、本事業による重要な地形への影響の程度は極めて小さいと予測されます。



出典：電子地形図 25000 オンライン (国土地理院)

7. 日照障害

■道路 (嵩上式) の存在 (予測地点：①～②) ※予測地点概要図P7～10

日照障害は、計18地点において参考となる指標を超過しますが、環境保全措置を実施することで、環境負荷を低減します。

番号	区間	予測地点	方向	評価高さ	用途地域	予測結果 (日陰時間)	参考となる指標
①	(仮) 明石西JCT周辺	神戸市西区福古台、 岩岡町古郷	上り線側	2階高さ	1住、工業、その他	5時間超過	5時間を超えないこと
			下り線側	2階高さ	その他	4時間以下	5時間を超えないこと
②	(仮) 明石西JCT～(仮) 稲美IC間	稲美町六分一(1)	上り線側	1階高さ	2低住	4時間以下	4時間を超えないこと
			下り線側	1階高さ	2低住	2時間以下	4時間を超えないこと
③	(仮) 稲美IC周辺	稲美町六分一(2)	上り線側	2階高さ	その他	5時間超過	5時間を超えないこと
			下り線側	2階高さ	1住、その他	4時間以下	5時間を超えないこと
④	(仮) 稲美IC～(仮) 加古川JCT間	稲美町森安	上り線側	2階高さ	その他	5時間超過	5時間を超えないこと
			下り線側	2階高さ	その他	2時間以下	5時間を超えないこと
⑤	(仮) 加古川JCT周辺	加古川市平岡町高畑、 西谷	上り線側	2階高さ	1中高住	1時間以下	4時間を超えないこと
			下り線側	2階高さ	1住、2住、準住、工業、その他	5時間超過	5時間を超えないこと
⑥	(仮) 加古川JCT～ (仮) 平岡播磨IC間	加古川市平岡町山之上	上り線側	1階高さ	1低住	2時間以下	4時間を超えないこと
			下り線側	2階高さ	その他	5時間超過	5時間を超えないこと
⑦	(仮) 平岡播磨IC周辺	加古川市平岡町 中野、八反田、 播磨町古田、宮西	上り線側	2階高さ	1住、その他	5時間超過	5時間を超えないこと
			下り線側	1階高さ	2低住	1時間以下	4時間を超えないこと
				2階高さ	1中高住	1時間以下	4時間を超えないこと
⑧	(仮) 別府IC周辺	加古川市別府町 西脇、本町、東町、 元町、西町、新野辺	上り線側	2階高さ	1住、2住、準住、準工、その他	1時間以下	5時間を超えないこと
				2階高さ	1中高住	1時間以下	4時間を超えないこと
			下り線側	2階高さ	1住、商、準工	5時間超過	5時間を超えないこと
⑨	(仮) 尾上IC～(仮) 高砂東IC間(1)	高砂市高砂町(1)	上り線側	2階高さ	1住、工業	1時間以下	5時間を超えないこと
				2階高さ	1住	4時間以下	5時間を超えないこと
⑩	(仮) 尾上IC～(仮) 高砂東IC間(2)	高砂市高砂町(2)	上り線側	2階高さ	1中高住	4時間超過	4時間を超えないこと
				2階高さ	1住	日影なし	5時間を超えないこと
			下り線側	2階高さ	1中高住	3時間以下	4時間を超えないこと
⑪	(仮) 高砂東IC周辺	高砂市西畑、高砂町、 高砂町松波町	上り線側	1階高さ	2低住	4時間超過	4時間を超えないこと
				2階高さ	1中高住	4時間超過	4時間を超えないこと
				2階高さ	1住、工業	5時間超過	5時間を超えないこと
			下り線側	1階高さ	2低住	1時間以下	4時間を超えないこと
				2階高さ	1中高住	2時間以下	4時間を超えないこと
				2階高さ	工業	4時間以下	5時間を超えないこと
⑫	(仮) 伊保IC周辺	高砂市高須、伊保崎南、 梅井	上り線側	2階高さ	1住、準工	5時間超過	5時間を超えないこと
			下り線側	2階高さ	準工	2時間以下	5時間を超えないこと
⑬	(仮) 伊保IC～(仮) 大塩IC間	高砂市曾根町	上り線側	2階高さ	1中高住	4時間超過	4時間を超えないこと
⑭	(仮) 大塩IC周辺	姫路市大塩町	上り線側	2階高さ	その他	2時間以下	5時間を超えないこと
⑮	トンネル坑口周辺	姫路市の形町の形(1)、 高砂市北浜町西浜	上り線側	2階高さ	1中高住	2時間以下	4時間を超えないこと
			下り線側	2階高さ	1住、2住、その他	4時間以下	5時間を超えないこと
⑯	(仮) 姫路南JCT周辺	姫路市の形町の形(2)	上り線側	2階高さ	1住、その他	4時間以下	5時間を超えないこと
			下り線側	2階高さ	1中高住	日影なし	4時間を超えないこと
				2階高さ	その他	5時間超過	5時間を超えないこと
⑰	トンネル坑口・(仮) 白浜北IC周辺	姫路市八家、木場、 木場十八反町、 木場前中町	上り線側	1階高さ	2低住	日影なし	4時間を超えないこと
			下り線側	2階高さ	1中高住	1時間以下	5時間を超えないこと
				2階高さ	その他	1時間以下	5時間を超えないこと
⑱	(仮) 白浜IC周辺	姫路市白浜町	上り線側	2階高さ	1住、2住、準工、その他	2時間以下	4時間を超えないこと
			下り線側	2階高さ	1住、準工、その他	5時間超過	5時間を超えないこと
⑲	(仮) 白浜IC～(仮) 飾磨IC間	姫路市飾磨区 妻鹿東海町	上り線側	2階高さ	工業	5時間超過	5時間を超えないこと
⑳	(仮) 飾磨IC周辺	姫路市飾磨区中島	上り線側	2階高さ	1住、工業	5時間超過	5時間を超えないこと
			下り線側	2階高さ	準工、工業	2時間以下	5時間を超えないこと
㉑	(仮) 飾磨西IC周辺	姫路市飾磨区 須加、細江、構	上り線側	2階高さ	工業	5時間超過	5時間を超えないこと
			下り線側	2階高さ	近商、準工、工業	1時間以下	5時間を超えないこと
㉒	(仮) 広畑IC周辺	姫路市広畑区鶴町	上り線側	2階高さ	近商、工業	5時間超過	5時間を超えないこと

注1) 用途地域の正式名称は、p33に記載します。
注2) 日陰時間とは、冬至の日照時間帯に相当する午前8時から午後4時までの間に生じる日陰時間を示します。
注3) 予測は、「参考となる指標」における用途地域に応じた高さを勘案して実施しました。なお、同じ評価高さにおいて複数の用途地域が含まれる場合は、日陰時間が最も長い用途地域の予測結果を表示しています。

7. 日照障害

環境保全措置
「高架構造物の上下部工の形式・配置等の工夫の検討」の措置を行います。

用語解説（日照障害）

用途地域……………p32の表中に示した「用途地域」の正式名称は以下に示すとおりです。

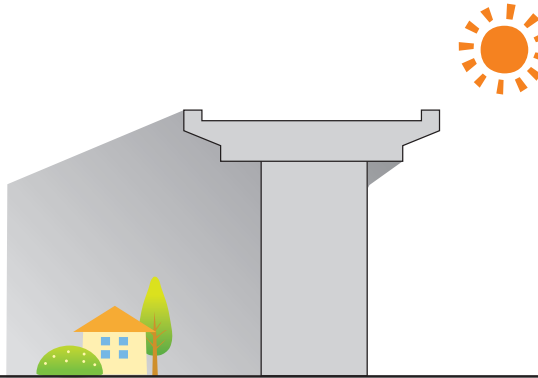
1低住	第1種低層住居専用地域	2低住	第2種低層住居専用地域	1中高住	第1種中高層住居専用地域
1住	第1種住居地域	2住	第2種住居地域	準住	準住居地域
近商	近隣商業地域	商	商業地域	準工	準工業地域
工業	工業地域	その他	その他の地域		

参考となる指標……………「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和51年建設省計用発第4号）に示される日陰時間(下表)を参照して評価しました。

地域又は区域	評価高さ	日陰時間
第1種低層住居専用地域	1階	4時間
第2種低層住居専用地域		
第1種中高層住居専用地域	2階	4時間
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域	2階	5時間
第2種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域		
準工業地域(土地利用の状況が第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域に類似している区域)		
その他の地域(土地利用の状況が上記に類似している区域)	地域又は区域の状況に応じて上記に準じる。	

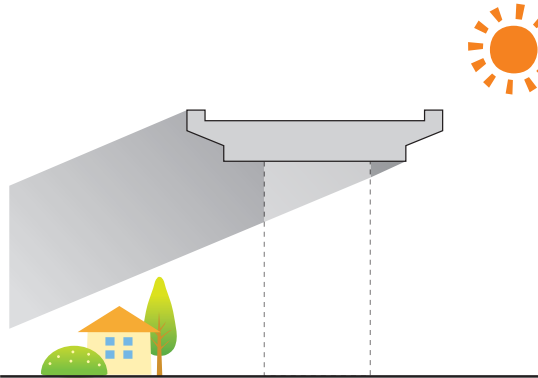
高架構造物の上下部工の形式・配置等の工夫の検討……………高架構造物の桁高の検討、桁下空間の確保を検討します。

対策前イメージ



〈桁下からの日照を考慮していない〉

対策後イメージ



〈桁下空間の確保により、日照障害の発生時間が減少する〉

8. 動物・植物・生態系

■建設機械の稼働
重要な種である猛禽類のオオタカは、建設機械の稼働による騒音の影響を受ける可能性があるため、予測対象としました。予測結果は下表のとおり、繁殖活動への影響は小さいと考えられます。

項目	予測結果
動物	営巣地付近における騒音は、現況騒音と同程度であり、樹木や地形等による音の遮断により更に影響は低減されるものと想定されます。 したがって、一時的に建設機械の稼働による騒音が発生した場合も、重要な種であるオオタカへの繁殖への影響は小さいと考えられます。また、環境保全措置を実施することにより、オオタカの生息地への環境影響をできる限り回避又は低減します。

■工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路の存在
現地調査及び既存資料調査で確認された重要な動物251種、注目すべき生息地8箇所、重要な植物59種、重要な群落5群落を予測対象としました。
予測結果は下表のとおり、一部の種で生息環境又は生育環境が保全されない可能性があるとして予測されますが、環境保全措置を実施することで環境負荷を回避・低減します。その他の重要な動物・植物・生態系については、生息環境、生育環境又は生態系は保全されると予測されます。

項目	予測結果
動物	鳥類のオオタカは、繁殖環境及び主要な餌場環境の一部が影響を受ける可能性があり、生息環境は保全されない可能性があるとして予測されます。また、底生動物のオオタニシ、ヒラドカワザンショウガイについては、移動性が低い種で生息地が縮小することから、生息環境は保全されない可能性があるとして予測されます。その他の種及び注目すべき生息地については、生息環境は保全される、又は生息環境に変化は生じないと予測されます。
植物	重要な種である、クゲヌマラン、コクラン、ゴキヅル、ケテイカカズラ、カワデシャ、クマツヅラは、生育地が消失・縮小するため、ハンゲショウ、イトモ、ハママツナ、フクドは生育環境の質的变化による影響が大きいと考えられるため、生育環境は保全されない可能性があるとして予測されます。環境保全措置を実施することにより、環境負荷を低減します。 その他の重要な種・群落及び注目すべき生息地は保全される、又は生育環境に変化は生じないと予測されます。
生態系	山地・丘陵地の樹林を中心とする生態系の上位性の注目種(オオタカ)は、一部の営巣地周辺の樹林地の消失・縮小により繁殖への影響が生じる可能性があり、生態系は保全されない可能性があるとして予測されます。環境保全措置を実施することにより、生態系への影響を回避又は低減します。 その他の生態系の注目種・群集については、保全されると予測されます。

環境保全措置
環境保全措置として以下の措置を行います。
・動物(建設機械の稼働):「使用建設機械の配慮」、「作業者に対する建設機械の取扱いの指導」
・動物(工事の実施及び道路の存在):「工事工程の配慮及び段階的な土地の改変」、「重要な動物種の移設等」、「使用建設機械の配慮」、「作業者に対する環境配慮の指導」
・植物:「重要な植物種の移植又は播種」、「濁水処理施設の設置」、「作業者に対する環境配慮の指導」
・生態系:「工事工程の配慮及び段階的な土地の改変」、「使用建設機械の配慮」、「作業者に対する環境配慮の指導」

事後調査
専門家等の指導及び助言を踏まえながら、現地調査(直接確認)により、オオタカの繁殖状況を確認するとともに、移設等を講じた動物(オオタニシ、ヒラドカワザンショウガイ)及び移植又は播種した植物(クゲヌマラン、コクラン、ゴキヅル、ケテイカカズラ、カワデシャ、クマツヅラ、ハンゲショウ、イトモ、ハママツナ、フクド)の生息・生育状況並びに生息・生育環境の状況確認を行います。

用語解説(動物・植物・生態系)

工事工程の配慮及び段階的な土地の改変……………
オオタカの繁殖地の近傍で繁殖期間中に騒音・振動の発生する工事を実施しないことにより、繁殖活動への影響を回避できます。また、改変される環境に適応できるよう、土地の改変を徐々に行うこと(コンディショニング)により、生息への影響を低減することができます。



オオタカ

9. 景観

■道路の存在 (予測地点：1～32) ※予測地点概要図P11～14

都市計画対象道路周辺には、主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望点から都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる箇所が複数分布しています。予測結果は下表のとおり、一部の主要な眺望点、景観資源で改変が生じると予測されるとともに、一部の主要な眺望景観に変化が生じると予測されますが、環境保全措置を実施することで環境負荷を低減します。

項目	主要な眺望点の改変	景観資源の改変	主要な眺望景観の変化
予測結果	主要な眺望点のうち、「坂の山頂上」は改変を受けると予測されます。「いなみ野ため池ミュージアム(梶ヶ池)」、「いなみ野ため池ミュージアム(湊目池)」、「多木浜洋館(あかがね御殿)・別府港」、「加古川河口」、「加古川右岸自転車道」及び「高砂海浜公園・向島公園」の6箇所は改変が生じますが、改変は一部に限られます。	景観資源のうち、「いなみ野ため池ミュージアム(梶ヶ池)」、「いなみ野ため池ミュージアム(湊目池)」、「多木浜洋館(あかがね御殿)・別府港」、「加古川河口」、「高砂地区景観形成地区」、「高砂海浜公園・向島公園」及び「市川」の7箇所は改変が生じますが、改変は一部に限られます。	「いなみ野ため池ミュージアム(梶ヶ池)」等、13箇所の主要な眺望景観に変化が生じると予測されます。

■主要な眺望景観の変化の程度に係る予測結果の例

＜いなみ野ため池ミュージアム(梶ヶ池)からの眺望＞



＜多木浜洋館(あかがね御殿)・別府港からの眺望＞



＜高砂海浜公園・向島公園からの眺望＞



＜ひょうたん池コウノトリ夢公園からの眺望＞



＜浜の宮天満宮からの眺望＞



注) 橋脚の位置や構造は、事業実施段階において変更となる可能性があります。

環境保全措置

「眺望点の移設」、「構造物(橋梁等)及び道路附属物の形式、デザイン、色彩の検討」及び「法面等の緑化」の措置を行います。

10. 人と自然との触れ合いの活動の場

■道路の存在 (予測地点：1～24) ※予測地点概要図P11～14

都市計画対象道路周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場が24箇所分布しています。予測結果は下表のとおり、1箇所において快適性の変化が生じると予測されますが、環境保全措置を実施することで環境負荷を低減します。

予測項目	予測結果
触れ合い活動の場及び自然資源の改変	主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変は生じない、又は一部改変されるものの改変の程度は小さいと予測されます。
利用性の変化	利用性の変化は生じない、又はほとんど生じないと予測されます。
快適性の変化	いなみ野ため池ミュージアム(梶ヶ池)の1箇所において、快適性の変化が生じると予測されます。

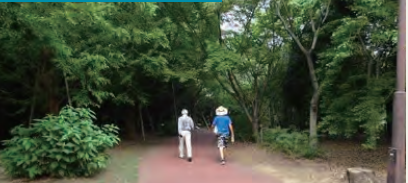
いなみ野ため池ミュージアム(梶ヶ池)



高砂海浜公園・向島公園



浜手緑地中島東地区



環境保全措置

「構造物(橋梁等)及び道路附属物の形式、デザイン、色彩の検討」の措置を行います。

用語解説(景観・人と自然との触れ合いの活動の場)

眺望点の移設…………… 改変を受ける眺望点を移設することで、新たな眺望景観を創造することができます。
構造物(橋梁等)及び道路附属物の形式、デザイン、色彩の検討…………… 構造物(橋梁等)及び道路附属物の形式、デザイン、色彩を周辺景観に配慮して決定することで、周辺景観との調和を図ることができます。
法面等の緑化…………… 法面等の緑化を行うことで、周辺景観との調和を図ることができます。

11. 文化財

■工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路の存在 (予測地点：①～③、①～⑫) ※予測地点概要図P11～14

都市計画対象道路周辺には、文化財が3箇所、周知の埋蔵文化財包蔵地が16箇所存在しています。

文化財は、すべての地点について、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路の存在による改変は生じないため、改変及び利用性の変化は生じないと予測されます。

周知の埋蔵文化財包蔵地は、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路の存在により、「古代山陽道」、「山之上遺跡」、「高砂町遺跡」、「北山河遺跡」の4箇所において改変が生じる可能性があると予測されますが、環境保全措置を実施することで環境負荷を低減します。

環境保全措置

「文化財保護法」第93条の記載等に基づく届出、指示等の適切な対応を行います。

12. 廃棄物等

■切土工等又は既存の工作物の除去

事業の実施により発生する廃棄物等については、事業内で再利用のほか、他事業で有効利用を図ります。再資源化できないものについては、関係法令に基づいて適切に処理・処分します。

これらのことから、切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等の影響は、極めて小さいと予測されます。

環境保全措置

「現場内利用及び工事間利用の促進」及び「再資源化施設への搬入等による他事業等での利用」の措置を行います。

環境影響評価の総合的な評価

必要な環境保全措置を実施することなどにより、すべての項目で環境負荷の回避・低減に努めており、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り、回避又は低減されているものと評価します。

「動物」、「植物」、「生態系」については、予測及び評価の過程に係る不確実性が考えられるため、環境影響評価法に基づく事後調査を実施します。また、環境保全措置の履行状況等について、兵庫県条例及び神戸市条例に基づく事後調査等を実施します。

事業実施段階においては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して事業を行うとともに、環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民のみなさまに対して丁寧な説明に努めます。

現段階で予測し得なかった環境保全上の問題が見られた場合には、必要に応じて環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、適切な措置を行います。

影響要因の区分				工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用		
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	水底の掘削等	掘割式（地表式又は掘割式）の存在	道路（高上式）の存在
環境要素の区分											
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素	◎	◎						◎
			浮遊粒子状物質	○	○						
		騒音	騒音	○	◎						○
			振動	◎	◎						◎
	水環境	水質	低周波音								◎
			水の濁り			◎		◎			
	土壌に係る環境その他の環境要素	地形及び地質	重要な地形及び地質				◎			◎	
		その他の環境要素	日照障害								○
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地	○■			○■			○■	
	植物		重要な種及び群落				○■			○■	
	生態系		地域を特徴づける生態系				○■			○■	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観							○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場							○	
	文化財		文化財及び埋蔵文化財包蔵地				○			○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			◎					

◎：基準又は目標との整合が図られている、又は環境影響はできる限り回避又は低減されていると評価した項目
○：環境保全措置を実施することで、環境影響はできる限り回避又は低減されていると評価した項目
■：環境影響評価法に基づく事後調査を実施する項目

5 今後の手続の流れ

今後は、準備書に対する意見を踏まえ、必要に応じて内容を修正した上で評価書を作成し、公告・縦覧します。

環境影響評価の結果の確定までの概ねの流れ

